

平成26年9月24日（水曜日）

委	員	高橋	透
委	員	新見	昌安
委	員	西村	賢
委	員	前屋敷	恵美

午前10時1分開会

会議に付した案件

欠席委員（なし）

○概要説明

委員外議員（なし）

教育委員会、福祉保健部、総合政策部

1. キャリア教育、ふるさと学習の取組等について
2. 児童生徒数及び学校数の推移について
3. 廃校の利活用の状況について
4. 県内市町村の保育所の状況
5. 県内市町村の私立保育所に係る保育料の徴収の状況

説明のため出席した者

教育委員会

県土整備部、総合政策部、総務部

1. 空き家対策について

教 育 長	飛 田 洋
教 育 次 長 (総 括)	原 田 幸 二
教 育 次 長 (教育政策担当)	谷 口 英 彦
教 育 次 長 (教育振興担当)	今 村 卓 也
総 務 課 長	大 西 祐 二
参事兼財務福利課長	田 方 浩 二
学 校 政 策 課 長	川 越 良 一
学 校 支 援 監	川 崎 辰 巳

○協議事項

1. 県外調査について
2. 次回委員会について
3. その他

福祉保健部

こども政策課長 渡 邊 浩 司

出席委員（17人）

委 員 長	重 松 幸次郎
副 委 員 長	宮 原 義 久
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	外 山 三 博
委 員	坂 口 博 美
委 員	井 本 英 雄
委 員	丸 山 裕次郎
委 員	中 野 一 則
委 員	黒 木 正 一
委 員	岩 下 斌 彦
委 員	二 見 康 之
委 員	鳥 飼 謙 二
委 員	井 上 紀代子

総合政策部

中山間・地域政策課長 石 崎 敬 三

県土整備部

県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
県 土 整 備 部 次 長 (総 括)	鈴 木 一 郎
県 土 整 備 部 次 長 (道路・河川・港湾担当)	坂 元 政 嗣
県 土 整 備 部 次 長 (都市計画・建築担当)	東 憲 之 介
部 参 事 兼 管 理 課 長	福 嶋 幸 徳
都 市 計 画 課 長	瀬 戸 長 秀 美

建築住宅課長 森山福一

総務部

部参事兼市町村課長 甲斐正文

事務局職員出席者

政策調査課主査 黒田裕司

政策調査課主任主事 日高 壮

○重松委員長 それでは、ただいまから人口減少・地域活性化対策特別委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程についてであります、お手元に配付の日程（案）をごらんください。

本日は、まず、教育委員会、福祉保健部、総合政策部にお越しいただき、キャリア教育、ふるさと学習の取り組み、廃校の利活用の状況、保育所の状況などについて概要説明をいただきます。

その後、執行部に入れかわっていただき、県土整備部、総合政策部、総務部にお越しいただき、空き家対策について概要説明をいただきます。

その後、県外調査、次回委員会についての御協議をいただきたいと思います、このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、前回の委員会で依頼のありました資料について、事務局に作成させましたので、お手元に配付の資料1をごらんください。

前回の委員会において、外山委員から依頼がありました諸外国の出生率などのデータであります。

詳細につきましては、書記に説明をさせます。

○日高書記 それでは、御説明いたします。

資料1をごらんください。これは、世界保健機関、いわゆるWHOが毎年公表しております世界保健統計の中から、世界の合計特殊出生率の上位及び下位の10カ国を抽出し、作成したものです。

最初に申し上げますが、資料の国名の隣に記載のアフリカ、東地中海といった地域はWHOの区分ですので、一般的なイメージとは異なります。例えば、日本、マレーシア、ベトナムなどは、WHOの区分上は西太平洋地域、カタール、サウジアラビアなどの中東の地域やエジプトやモロッコといった北アフリカの地域は、東地中海地域と区分されております。

出生率上位を見てみますと、1位のニジェールが7.6、2位のマリが6.9などと、上位10カ国はいずれも6を超えております。3位のソマリアは、WHOの地域としては東地中海となっておりますが、アフリカ大陸に存在する国ですので、上位10カ国のうち9位の東ティモールを除く全てがアフリカ大陸に存在する国ということになります。

また、下位を見てみますと、1位のボスニア・ヘルツェゴビナが1.3、2位のポルトガルも1.3などとなっております、1.4の日本は8位となっております。

なお、地域別合計特殊出生率を見てみますと、アフリカ地域が飛び抜けて高く、5.0ということになっております。要因としましては、衛生環境や紛争などが原因で、乳幼児の死亡率が高いことや、子供が労働力として家族を支えているケースが多いことなどが考えられます。

説明は以上であります。

○重松委員長 よろしいですかね。井本委員、

質問。

○中野委員 この1の欄外のアフリカとかいろいろ地域名が書いてありますが、なぜ日本は西太平洋なんですか。（「説明」「もう一度」と呼ぶ者あり）

○日高書記 世界保健機関の事務所別の区分ということで書いてございましたので、ちょっとなぜ、理由まではちょっとわかりかねるんですけども、WHOがそのように区分をしているということのようです。

○中野委員 ああ、そうね。アフリカとかヨーロッパとか、ヨーロッパはヨーロッパ、アフリカはアフリカでしょう。じゃ、東ティモールは東南アジアで、シンガポールはなぜ西太平洋に。（「シンガポールですね」と呼ぶ者あり）

○重松委員長 それでは、もうちょっと調べて、また御連絡いたしますので。

○中野委員 ある意味で大事なことがあるから、また後で。

○重松委員長 議会事務局で調べて、WHOの資料をもとに作成をしてるんです。WHOの区分になりますので、一般的な区分ではないということです。済みません、よろしいでしょうか。では、次、入らせていただきます。

また、井本委員から依頼のありました人口減少をよしとする説やそのデータについてであります。これは適当な資料が見当たりませんでしたので、その旨、御報告いたします。

○宮原副委員長 一応正副、そして書記も含めて、いろいろ添える資料がないかなということと言ったんですが、それぞれのいろんな発言をされてる資料というのはあるのかなと思いますが、やっぱりそれを全体にお示しできるようなものがなかなか出てこなかったということでもありますから御理解をいただけないかなというこ

とでした。

○重松委員長 よろしいですかね。よろしくお願いたします。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時7分休憩

午前10時9分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

教育委員会、福祉保健部及び総合政策部においていただきました。

執行部の皆様の紹介につきましては、お手元に配付の出席者配席表にかえさせていただきますと思います。

早速ですが、概要説明をお願いいたします。

○飛田教育長 おはようございます。教育委員会でございます。議員の皆様方には日ごろからさまざまな機会を通して御激励、御支援をいただいております。厚くお礼を申し上げます。よろしくお願いたします。

本日は、ただいま委員長のほうからお話がありましたとおり、教育委員会と福祉保健部、総合政策部合同で出席をさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、本日、報告いたします項目について御説明させていただきます。右上に資料1と記載されてる資料の表紙をおめくりいただき、目次をごらんください。

初めに、教育委員会からキャリア教育、ふるさと学習の取り組み等について、児童生徒数及び学校数の推移について、廃校の利活用の状況について御説明させていただきます。その後、別冊の資料にて、福祉保健部から県内市町村の保育所の状況、県内市町村の私立保育所に係る保育料の徴収の状況について説明させていただきます。

きます。

詳細につきましては、この後、担当課長が御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○川越学校政策課長 学校政策課で取り組んでおりますキャリア教育、ふるさと学習についてであります。

資料の1ページをごらんください。

初めに、1の高校卒業者の動向についてであります。

ページ中ほどより左側の表とグラフは、4年制大学への進学者数の推移を示しております。人数につきましては、公立学校、私立学校の全日制、定時制の生徒数合計となりますが、グラフの下に記載していますように、過年度卒業生の人数も含まれております。なお、この表には短期大学や専門学校への進学者数は含まれておりません。

本県高校卒業者の4年制大学への進学につきましては、生徒数が減少しているにもかかわらず、県外、県内を合わせた大学進学者の実数に極端な変化は見られないことから、職業系高等学校も含めた4年制大学への進学志向がうかがえます。その中でも県内大学への進学者数は微増し、進学率は向上しております。これは、県内に新しく大学が設立されたことなどにも関係があると考えております。

次に、右側の表とグラフは就職者数の推移を示しております。就職者数につきましては、景気の動向や高校卒業者の減少にも伴い、県外及び県内就職者とも減少傾向にあります。また、ここ数年は県外就職者数、県内就職者数とも横ばいの状態が続いております。

2ページをごらんください。

それでは、2のキャリア教育について御説明いたします。

まず、キャリア教育につきましては、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育と定義されております。また、キャリア教育には、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくことを促す教育であり、例えば、朝、起床してからの挨拶とか、学校での学習活動、学習意欲、放課後の部活動やボランティア、家庭での手伝い等、多くの活動を含めたものでございます。

これらのことを踏まえて、1の小学校における取り組みを御説明いたします。小学生に働くことの大切さや社会で果たす役割について考えさせるために、身近な仕事を調べた上で、学校外では、職場体験活動の一環として地域のまち探検、工場見学などを行っています。学校内では、係活動、これを行うことでクラスの中での自分の役割を考え、責任感を持たせることとしております。

2の中学校における取り組みですが、中学生が社会の一員として自分の役割や責任の自覚が芽生えてくることもあり、働くことの意義や資質・能力を育む取り組みに努めております。

(1)の職場体験学習につきましてはですが、最近、4年間の県内公立中学校の実施率を上げております。資料からも見てとれますが、本県の公立中学校は全国平均を上回る高い実施率となっており、生徒の勤労観、職業観の育成に寄与しております。

(2)探究的な学習につきましては、生徒がさまざまな職業を調べ、将来の自分について考えることで、将来の社会的、職業的自立の基盤となる資質・能力、そして態度を育てておりま

す。

続いて、3の高等学校における取り組みですが、学科等の特色を生かしながら、生徒自身が自己のあり方、生き方を考え、主体的に進路を選択することができるような工夫をしており、大きく3つの取り組みに区分をしております。

最初に、(1)ですが、地域産業界において理解を深める取り組みの実践例といたしまして、延岡高校のメディカル・サイエンス科では、地元における最先端技術を持った企業の見学、医師会病院を訪問しての手術見学等を行っております。

また、小林秀峰高校では、フェイスブックを利用した西諸県郡の商店、イベントのPR活動、また、北きりしま田舎物語推進協議会と連携した農家民泊の情報発信などを行うこと等で地域の活性化に寄与しているところであります。

3ページをごらんください。

(2)宮崎の産業を支える担い手を育成する取り組みでございます。①の工業科を有する高校を対象とした高度な技術・技能の習得としましては、県内企業の技能者を講師にお招きし、1泊2日の研修会を行っております。次に、②職業系の学科を有する高校を対象とした実践的な職業教育の充実としましては、農業系学科では、農業系学科または水産系学科における地域の農産物や水産物を利用した商品開発、工業系学科による先端技術を取り入れたものづくりなどを行っております。

次の、(3)のインターンシップの取り組みですが、学校と地域が連携しながら、産業界などのお力添えもいただき、主体的に進路を選択する能力、態度の育成を図るために実施しております。

なお、平成25年度におきましては、前年度に

引き続き、県立高等学校における全日制の実施率ですが、100%でございます。

最後になりますが、4の県内キャリア教育モデル地区についてです。本県では、平成25年度より県内キャリア教育を推進するために、日向地区をモデル地区として指定をいたしました。日向市教育委員会とも連携しながら、日向地区の小中高等学校に対しましてキャリア教育取り組みの普及、啓発に努めるとともに、県内企業等との連携も力を入れているところであります。

以上の取り組みを通しまして、家庭、地域、社会や産業界との連携を深めていながら、宮崎の産業について児童生徒に理解させることで、県内の就職者数を増加させたいというふうに考えております。

3のふるさと学習についてです。4ページをお願いいたします。

このふるさと学習とは、学校や地域において、ふるさとを知り、ふるさとに触れ、ふるさととのかかわりを深める中で、ふるさとに学び、誇りや愛着を育む教育として捉え方をいたしております。

最初に、1、小中学校における取り組みについてであります。①の小学校社会科における地域の学習におきましては、小学校3年生、4年生が社会科の学習の時間に、自分の住んでいる市町村と宮崎県を知るためのさまざまな学習を実施しているところです。また、教科書に加え、市町村や宮崎県が作成する副読本も活用しております。

小学校3年生では、実際に地域の農家、また工場の見学を行います。加えまして、地域の文化財、年中行事、地域の発展に尽くした先人の働きなどを学習しております。

小学校4年生では、警察署、消防署、水道局

やダムなど、地域にあります公共の施設の見学等を行っております。あわせて、宮崎県全体の地形や主な産業の概要などを学習しています。

小学校では、主にふるさとのよさ、特色を理解することを狙いとして社会科の学習が行われており、ふるさを大切に思う気持ちや誇りを持てるような学習が展開されております。

(2)の中学校社会科における地域の学習におきましては、中学校の社会科の学習において、自分たちが生活している地域をフィールド、すなわち領域とした観察や調査活動を行っております。具体的には、市役所や町村役場、地域の方への聞き取り調査を行ったり、パンフレットや資料をもとに調査を行ったりしながら、地域の魅力をまとめたオリジナルガイドブックの作成を行っております。

中学校におきましては、小学校で習得した知識や思いをもとに地域の課題にも目を向けさせ、原因や対策を考えさせながら、地域社会の発展に参画していく態度を養うような学習が展開されております。

続きまして、(3)の小中学校における社会科以外の特色ある取り組み例ではありますが、西都市の銀上小学校と銀鏡中学校では、地域の保存会の方々に協力していただいて銀鏡神楽について調べたり、実際に神楽を舞いながら地域の神楽についての学習を行っております。山村留学の1日体験の日や地域の神楽祭りで、銀鏡神楽の披露を行っております。

日南市立飫肥小、飫肥中学校におきましても、地域の保存会の方々に協力をいただき、泰平踊りについて調査、研究を行い、実際に踊ったりする学習に取り組んでおります。飫肥小学校は、運動会、飫肥城下祭りのパレードや郷土

芸能大会で泰平踊りを披露しております。同じく、飫肥中学校も観光ボランティアガイドを行いながら、10月に開催されます飫肥城下祭りの際に観光客に泰平踊りを披露しております。

延岡市立三川内中学校では、地域に生息する蛍を一定の場所から観察、いわゆる定点観察でございしますが、観察し、餌となるカワムシの調査を行ったりしております。さらに、地域の方々と連携して、河川の清掃活動や蛍の保護活動も行っております。

5ページをお願いいたします。

(4)の小中学校が連携した特色ある取り組み例であります。

これは、美郷町が小中一貫教育により進めている総合的な学習の時間、美郷科の学習例であります。美郷町では、義務教育9年間で4つの段階に分け、それぞれの段階で目指す子供像を設定し、自信と誇りを持ってふるさを語れる子供たちの育成を目指しております。さまざまな体験活動や取材活動を通して、ふるさとへの思いや願いを持たせ、将来のまちづくりについて具体的に考え、提言させるような学習プログラムを開発し、実施しております。

最後に、2の高等学校における取り組みについて御説明いたします。

高等学校では、小中学校での学習内容や発達段階を踏まえまして、各学校及び学科の実態や特色に応じた郷土に関する学習を実施しております。

(1)の地域学習の取り組みの例としましては、高城高校で行われます企業郷土探究というものがあります。地元の企業や大学、郷土について調べ、実際に訪問した発表会を行っております。

(2)地域の食材を活用した取り組みにおき

ましては、家庭科の授業の中で地域の食材を活用した調理実習や県内の食材を用いた料理コンクールへの出品が行われております。

また、(3)の地域と連携した専門学科の取り組みでは、高等学校の専門学科が各学科の特色を生かしまして、地域や自治体と連携した取り組みなども行っているところです。

(4)の課題研究での取り組みでは、課題研究の授業を中心に、郷土の素材を用いた研究が行われ、全国の大会や発表会でも高い評価を得るなど、地域の課題解決に向けた取り組みが行われております。

以上で学校政策課の説明を終わります。

○川崎学校支援監 それでは、私のほうからは、県内の児童生徒数及び学校数の推移につきまして御説明をいたします。

委員会資料の6ページをごらんください。

初めに、小学校の児童数の推移につきまして御説明いたします。

この表は、平成17年度から26年度までの過去10年間の市町村ごとの児童数をまとめております。平成17年度と平成26年度を比較してみますと、総計の欄にありますとおり、平成17年度の児童数が7万1,107人、平成26年度の児童数が6万1,785人となっており、この10年間で9,322人の減となっております。

次に、中学校の生徒数の推移につきまして御説明いたします。資料の7ページをごらんください。

同じように、平成17年度と平成26年度を比較してみますと、総計の欄にありますとおり、平成17年度の生徒数が3万7,003人、平成26年度の生徒数が3万2,746人となっており、この10年間で4,257人の減となっております。

次に、学校数の推移につきまして御説明いた

します。資料の8ページをごらんください。

この表は、平成17年度と平成26年度の市町村ごとの学校数をまとめております。

初めに、小学校の学校数についてでございますが、表の左下の総計の欄の太文字Aの下にありますとおり、平成17年度は282校、太文字Bの下にありますとおり、平成26年度は247校となっております。平成17年度と平成26年度の学校数を比較してみますと、表の下のほうに注1とありますとおり、平成17年度以降、休校・廃校になった学校が40校、新設された学校が5校ございますので、学校数が35校の減となっております。

次に、全校児童数50名以下の学校についてありますが、総計の欄の下の小文字aにありますとおり、平成17年度は71校でしたが、平成26年度は、小文字のbにありますとおり、58校となっております。

次に、右側の中学校の学校数についてでございますが、表の左下、総計の欄、太文字Cのところにありますとおり、平成17年度は147校、太文字Dの下にありますとおり、平成26年度は145校となっております。

同じように、平成17年度と平成26年度の学校数を比較してみますと、表の下の注3にありますとおり、平成17年度以降、休校・廃校になった学校が9校、新設された学校が7校ございますので、学校数が2校の減となっております。

次に、全校生徒数50名以下の学校数についてでございますが、総計の欄の小文字cにありますとおり、平成17年度は27校でしたが、平成26年度は、小文字dにありますとおり、30校となっております。

説明は以上でございます。

○田方財務福利課長 資料の9ページをお願い

いたします。廃校の利活用の状況についてでございます。

まず、1の廃校の実態及び活用状況でありますが、(1)の利活用の有無の表をごらんください。本県における廃校となった学校施設の利活用状況につきましては、平成14年度からのデータとなりますが、平成26年5月1日現在で、小中学校、高等学校及び特別支援学校を含み74校であります。うち、活用が図られておりますのは、その表の中にありますように57校であり、全体の77%となっております。

(2)の現存する建物の有無の表をごらんください。今、申し上げました廃校数74校のうち、建物が現存しますのは68校で、建物がないものは6校となっております。

次に、下の表をごらんいただきたいと思いますが、2の活用の用途及び事例であります。

この表は、廃校となった施設の利活用状況を主な活用の用途、事例及び件数に分けたものでございます。表にありますように、集会施設などの社会教育施設等が18件、地区体育館などの社会体育施設が21件、地元の方々に御利用をいただいております。また、障がい者福祉施設などの福祉施設や体験交流施設などの交流施設、工場や事務所などの民間企業等により活用されている事例もございます。

めくっていただきまして、10ページ、11ページはあわせてごらんいただきたいと思いますが、県内の廃校の位置及び活用状況であります。

まず、左側の表をごらんいただきたいと思いますが、市町村立小中学校を北部、中部、右に行きますけれども、南部の3つの教育事務所ごとに、その下に県立学校を別表で整理しております。その下に、宮崎県の地図を表示しておりますけれども、市町村立学校は、表の一番左

の番号、県立学校はアルファベットの記号を地図上に記載しておりますので、照らし合わせてごらんいただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○渡邊こども政策課長 こども政策課でございます。右肩に資料2と表示してございます特別委員会資料をごらんいただきたいと思います。

資料の1ページをごらんいただきたいと存じます。

資料の1ページでございますけれども、県内市町村の保育所の状況についてでございます。ここには、県内市町村の保育所の状況につきまして記載しておりますけれども、委員の皆様には、恐れ入りますけれども、右側の2ページの表をごらんいただきながら説明をお聞きいただければと存じます。

2ページでございます。県内市町村別、地域ブロック別ごとに、平成26年4月1日現在の就学前児童数、保育所施設数、保育所入所児童数、定員等について表にまとめております。

まず、表の左から2番目の欄でございますが、就学前児童数でございます。一番下の段になりますけれども、県全体の児童数は6万208人となっております。地域別では、一番上の欄になりますけれども、宮崎東諸県が2万4,236人、これは県全体の40.3%を占めております。

次に、その右の欄、保育所施設数でございます。一番下の段になりますけれども、県内の保育所施設数は389ございまして、うち公立保育所は61、私立保育所が328ということとなっております。市町村別では、西米良村、諸塚村、椎葉村には、いわゆる保育所、認可保育所はございませんで、この山村では、就学前児童の保育につきましては僻地保育所で対応をしているところでございます。

次に、保育所入所児童数でございます。県内の保育所入所児童数は2万9,870人でございます。就学前児童全体に占める割合は49.6%となっております。その内訳でございますけれども、公立保育所が2,839人、私立保育所が2万7,031人でありまして、私立保育所の入所者が全体の90.5%を占めております。

最後に、一番右の欄の定員等でございます。県内の保育所の定員合計は2万8,006人でございます。定員に対します入所児童の割合、充足率というふうに呼んでおりますけれども、県全体で106.7%となっております。

続きまして、3ページをお開きいただきたいと存じます。

続きまして、2、県内市町村の私立保育所に係る保育料の徴収の状況について御説明をいたします。

1つ目の丸印のところに記載しておりますとおり、国は、私立保育所に関する運営費を算定するに当たりまして、保育所徴収金、いわゆる保育料の基準額を定めております。しかしながら、県内の私立保育所のある全ての市町村におきましては、国の定めた基準額よりも低い保育料を設定しているところであります。

右側4ページの表をごらんいただきたいと思います。市町村別地域ブロックごとに、平成25年度の保育料の徴収の状況を記載しておりますけれども、国の基準額どおり保育料を徴収したと仮定した場合の徴収金額を（A）としておりまして、この表の左から2番目の欄に記載しております。そして、その右の欄には、実際に各市町村が徴収いたしました金額を（B）として記載しております。

国の基準額により保育料を徴収した場合、これは（A）の欄になりますけれども、県全体の

合計額は、一番下の欄になりますけれども、約77億9,600万円となります。一方、実際に市町村が保護者から徴収した金額は、（B）の欄のとおり約58億7,000万円となっております。

国からの運営費の補助額は、国の基準額に基づいて算定されますので、各市町村が表の中の（A）の金額を徴収したものととして算定をされることとなります。しかし、実際には（B）の金額しか徴収しておりませんので、その右の欄に記載しておりますAマイナスBの差額のところにつきましては、市町村が追加負担をしているということになるものであります。その額は、ごらんのとおり約19億2,600万円となっております。

その右の欄に、国の基準額と実際に保護者から徴収した金額とを比較した徴収割合を示しております。

この割合が高い市町村ですけれども、恐れ入りますが、左側3ページをごらんいただきたいと思います。3ページの上から3つ目の丸に記載しておりますとおり、比率の高い順に、延岡市86.2%、高鍋町83.8%、都城市82.9%、日向市80.8%、小林市78.2%となっております。逆に低い市町村でございますけれども、低い順に、美郷町39.3%、綾町42.4%、木城町56.2%、串間市58.4%、川南町62.4%となっております。

右側の4ページの表の一番右の欄をごらんいただきたいと思います。前回の特別委員会で御説明いたしました、各市町村の平成20年から24年までの合計特殊出生率を記載しております。

この資料全体につきましては、前回のこの特別委員会終了後に委員の皆様から、保育料の安い市町村では合計特殊出生率が高いといったような相関関係があるのではないか、そういったふうな御意見があったということを踏まえ

て作成した表でございます。そのような観点から資料を作成して分析を行って見たところでございますけれども、例えば美郷町とか串間市など、一部の市町村では相関関係がうかがえたところでございますけれども、全体として見ますと明確な相関関係というものは見られない状況でございました。

こども政策課からは以上でございます。

○重松委員長 執行部の説明が終わりました。御意見、御質疑がございましたら御発言をお願いいたします。

○丸山委員 キャリア教育を始められて、どういうふうに今、推移が上がったのかお伺いしたいのが、就職して、七五三というのがよく言われるんですけれども、中学校が7割、3年以内に離職してしまう。高校が5割とか大学が3割という、七五三という昔よく聞いてたんですけれども、このキャリア教育をやったことによって、例えば離職率が少なくなっているとか、そういうようなデータがあるのかどうか。あれば非常にやって意味があるなと思っているんですが、その辺のデータはないんでしょうか。

○川越学校政策課長 全国的に言われる、今の議員のお話の七五三の話ですけれども、特に宮崎県に限って申し上げますと、就職率が非常に高く、全国でも98.数%だったと思います。ただ、高校卒業の離職率につきましては、全国の平均よりもやや高い状況が宮崎には出ています。

この原因を見ますと、一つは、いわゆる企業と生徒の希望のマッチングがうまくいっていない状況があるということも一つです。県内の企業に生徒が希望する企業がたくさんあればいいんですけれども、なかなかそのあたりがうまくマッチングできてないところがあるというのも一つ原因がありますが、もう一つは、

生徒のコミュニケーション能力とよく言われるんですが、比較的企業的に小さい企業での離職率が実は高く、一旦人間関係で崩れてしまとなかなか修復ができない、そういった状況があるというふうにちょっと聞いておりますが、そういった、宮崎県内でもややちょっと大きい企業に入ってる生徒たちの離職率はそんなに悪くはないんですが、やや小さ目の企業につきましての離職率っていうのがやや高いということが、県内の離職率の全国に対してちょっとやや高いという数値であらわれているというふうに考えていただければいいかなというふうに思います。

○丸山委員 そういった、ある程度そういう具体的なことがわかっているのであれば、それに対する、これまでやってきて、キャリア教育についての、これまでただ単にやってただけではなくてアレンジしていっているということ、アレンジっていうか、バージョンアップといいますか、そういうことをやっていらっしゃるんでしょうか。

○川越学校政策課長 各高校の場合は、普通科高校、それから職業系、いわゆる専門校系の学校がございまして、就職する割合っていうのは当然専門系の学校のほうが当然多いということになります。現段階で、離職率の対策につきましては、いわゆる企業と学校側をきちっとマッチングできるような支援員の部分での卒業就職支援員、後でもう一度、正式に申し上げますが、という方のうまく活用した上での企業と学校側のマッチングをきちっとするという形を含めて、インターンシップ、いわゆる企業での職場体験学習を充実させるという形をとるっていう形をとっています。

さらに、今、日向地区で実践をしております

が、小中高のキャリア教育のモデル地区を指定いたしましたして、パイロット地区的な要素で企業と学校が、小学校、中学校、高校も含めました取り組みを積極的に今、キャリア教育という形で事業化を図って実施しているところです。先ほどの進路対策専門員という名前の係の担当の者を、全体ですけれども、6名、各学校に配置して注視しております。

以上です。

○丸山委員 このキャリア教育をすることによって、県内に今、就職された方がしっかり仕事を持てば、結婚なりしていただくことができるのであれば、少子化、人口減少にもつながってほしいなと思っておりますので、ぜひキャリア教育をしっかりと、本当に実のなるものとして、離職率が高いっていうことを考えてその辺はもう少し分析をしっかりといただいて、商工との連携なり、していただきたいことを要望しておきたいと思っています。

○井上委員 委員長、関連して。最初の高校卒業者の動向のところからちょっと教えていただきたいところがあるんですが、まず、先ほどちょっと説明のありました進路対策専門員の方たちも含めて、どういうお考えなのかをちょっと聞かせていただきたいんですが、つまりは、宮崎から出ていく生徒というか、宮崎から県外に行く人たちが多いか少ないかっていうことが人口減少には物すごく大きくかかわってくるというふうに思いますので、まずは、大学の進学の際のときに、例えば宮崎も、九保大も含めてですけれども、大学が結構充実はしてきましたけれども、県外、県内の大学の進学を決定するときの先生方の進路の指導も含めてですけど、今、どういう状況なんですか。

○川越学校政策課長 県内にございます大学と

というのが、先ほどちょっと申し上げましたけれども、宮崎公立大学、それから宮崎国際大学、宮崎県立看護大学、それから九州保健福祉大学、南九州大学という形で、これに関係する学科につきまして、生徒が希望しているところについては、当然そういったところを選べるように進路指導というのは当然行っているところはございますが、全体的に見ますと、やはり県内から出る生徒の数が非常に多い状況がございます。先ほど1ページの県内外の大学進学者数の動向を見ていただくとわかるとおり、その希望につきましては、生徒の希望する学部、学科につきまして、できるだけ尊重するというような形をしておりますので、県内に必ず残ってくれていうことを前提にはしていない状況がございます。

○井上委員 それもまた一つ踏まえておかないといけないところもあると思いますが、それで、今度、逆に県内の就職者と県外の就職者の関係のことですが、本当は県内に就職したいんだけど、でも、少なからずその希望がかなわないので県外に行かざるを得ないということも含めてですけれども、そういう意味での学校としての実態調査みたいなものっていうのはされたことがあるんでしょうか。子供の、実際の生徒の希望は県内で、いいところがあれば、本来そういうところに就職したいと。でも、県外に行かざるを得ないと。

だから、結果的に県外の就職者数というふうに出てくるわけですが、そういう、先ほど丸山委員からも出ましたが、マッチングの問題もいろいろあると思うんですが、私どもも県内の企業の雇用率を上げていかないといけない。そういうことも含めてそうなんですが、そこについてはどのような、学校としての正直な実態調査っ

ていうのはされたことがあるんでしょうか。

○川越学校政策課長 7月の末に、宮崎の労働局のほうから調査をしているデータを見ますと、ことし、やはり景気が非常によろしいということで、求人数が非常にふえておるということは、もう全国的にもデータが出ておりますが、7月の現段階ですが、昨年と比べて35.2%、求人数がふえております。

求職者数をちょっと見てみますと、実は県内の希望する生徒が、これはデータですので実際にどう動いたか定かではありませんが、県内の希望者、いわゆる求職者数の数が昨年と比べて減っております。若干ですけれども、マイナス2.1%減っております。それに比べまして、県外の就職を希望する生徒たちの数が7.3%ですかね、伸びております。

生徒の動向を見ますと、やはり賃金とか労働条件、福利厚生、そういった面で条件のいいところをこの時期、やっぱり選ぼうとする現象が出ております。ただ、ことし、就職に関しまして、県内の求人票をできるだけ早く、県外よりも早目に出してもらおうようにしておる状況がありますので、昨年以上の状況にできるだけならないように、県内に生徒が残るような、取り組み的には各学校がやっている状況があるというふうに思っています。

○井上委員 ぜひそのところが、なかなか私どもも一概に子供、生徒さんの将来的な考え方と、それを誘導するということにはならないかもしれないかもしれませんが、宮崎県の企業のありようと、先生方も進路指導される時大変苦労されるのはそこだと思っておりますが、そういうこともきちんとマッチングできていけるように、そういう学校での取り組みっていうのをお願いをしたいし、それと、私どもが企業にいい生徒をつくり

上げるのか、それとも、やっぱりその本人がしっかりとしたキャリアをっていうか、自分の生き方を決めて選択できるような制度にしていくのかっていうの、これはなかなか難しいところでもあるわけです。

実際、バブルが崩壊したときに、岩手だとか、ほかのところでの就職、そこから企業が抜けなかったっていうのは、企業に適した人材をつくり上げていたということがあったというふうに聞いていますが、そういうことも含めて、そこが非常に大変悩ましいところでもあるんですけども、キャリア教育が本来、どういう教育であるべきなのかっていうところは、なかなかちょっとそこんどこ、難しいところなんです。教育委員会としてもそれについて、他の部との連携ということについてはどのような対策をとっておられるのか、それを聞かせていただきたいと思っております。

○飛田教育長 私、いろんな場に出ていきますので、課長にかわってお答えしますが、実は、先ほどの離職の問題については、やっぱり非常に大事にすべき問題だと思います。

それは2つの意味があると思うんですが、子供たち自身にとっても問題だし、宮崎県の産業とか宮崎県の経済あるいはいろんなことを考えたときにも同じです。他の部局との連携ということで、ことし、大きく変わった取り組みというのは、国の労働局と一緒にしまして、商工観光労働部、それから経済団体、大学等も含めて離職についてかなり突っ込んだ議論をいたしました。そして、どういう例が辞職してるか、離職した方から直接聞いて、それを実は学校に全部資料として流しております。

そのときいろいろ話題になったの、さっき課長が答えましたが、宮崎の場合にはどうしても

大きい企業が少ない、小さい企業が多い。やめないところは絶対やめないって言っていいぐらいやめてないんですね。それから、なかなか続かない企業はなかなか続かないっていう状況があります。それは、企業の中での教育とか企業の社風とかそういうこともあるというんで、そういうことについてもぜひお願いしたいっていうふうな、突っ込んだ話をしています。

ですから、子供たちが幸せになって、一生懸命自分の持ち場を生かして働けるような環境になることは、すなわち宮崎の発展にもつながるし、結婚をして子供を産むということにもなると思いますんで、ことし、また突っ込んだ形をやっておりますので、一層そういうことをやっていきたい。

それから、先ほど課長のことについてフォローしてお話ししますと、そういう外部との連携に加えて、実はマッチングをする段階で求人票をただ見て、求人票を見て、それがいいかどうかというだけじゃなくて、もっと突っ込んだ仕事の中身はどうなのかっていうようなことを学校政策課中心となって今、求人票出す前に、かなり指導をさせてますし、それから、先ほど言いました学校の職員とか専門職員がフォローをしてる。職場に回ったとき、「あんた、どうね」っていうような話をしてるとか、そういう会議をやってるっていうようなこともあります。

それから、先ほど井上委員が言われた、県内に本当は残りたかったのに県外を希望してるんじゃないかと。これは非常に難しい状況があると思うんですが、ことしになって一つステージが変わったと思うのは、ほぼ県内就職を希望してる子供たちが県内で就職できる、数的にはペイをするようになりました。これまでは、県内に就職をしたいと思っても就職をできなかった

という状況があったんですね。ことしの春、25年度卒業生、26年3月、卒業した生徒にいいますと、途中段階での就職希望では県内希望が1,233人だったんですが、実際には県内に1,248人という、十数名多く就職してるということで、求人状況が変わってきた。今まではなかなか県内に就職したいと思っても、ある条件では就職できなかった構造が少し変わってきた。

ですから、今、去年からことしあたりには、宮崎のそういう就職とか雇用、そして離職を考える一つの大きな転機に差しかかっているんで、ますます力を入れていきたいと思ってるんです。

以上です。

○井上委員 最後ですが、農業、林業、漁業、ここにぜひ宮崎の人たちが本当に、うちとしてはそこ、県としてはここが非常に大きな力を発揮してほしいところなので、農業、林業、漁業、ここにとどまっていたらいいというか、生涯の仕事としてここでやっていただける人たちをどうつくり上げていくのかっていうことは大変重要だと思うんです。それで、職業教育の職業系の学科を有する高校を対象とした実践的な職業教育の充実っていうの、これはぜひ徹底したものをやっていただきたいし、そして喜び、働くことの喜びを含めて、そのことがしっかりとわかる農業、もうかる林業、もうかる漁業というところまで、生活できるということが実感できていけるようにならないといけないと思うんです。

それと、佐土原にもありますオープンラボとか、そういうことが子供たちにとっても、生徒さんたちにとっても実感として、それが商品化できていく力があるとか、これが商品として売ることができるだとか、そういう意味での能力

の發揮できる、そういうものを何かつかませていただけるようなものが学校側としてもやっていただきたいと。それを実感させてやっていただきたいというふうに思っているわけですが、そのことについての取り組みをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○川越学校政策課長 各専門系の高校で、農業であるとか商業であるとか、それから工業であるとか水産業であるとかっていう学科が、専門性を持っていろんな取り組みをしているところではありますが、例えば最近でいいますと、小林秀峰高校におきましては、チョウザメの冷や汁等を開発をして、これを来年1月に販売を目指すというような記事が最近載っておりましたが、フードビジネス的な考え方で、高鍋農業高校もフードビジネスの視点を入れて、農業だけではなくて、1次産業、2次産業、そして3次産業の絡めた6次産業化を図るフードビジネス化を産業系を中心にして取り組んでいるところがあります。そういったところを踏まえまして、社会に出るあたり、社会に出ることの意義を含めまして、学習の意欲も含めまして、キャリア教育を充実させることが、そういった意味では社会に出るための準備の期間っていうふうになるという、助けになるのではないかというふうに考えております。

○重松委員長 よろしいですか。

○高橋委員 まず、1ページの卒業者の動向ですが、基本的なこと、専門学校生徒がいると思うんですけど、こういう人たちはどこに含まれるのかを一つお聞きします。

○川越学校政策課長 先ほど申し上げたんですが、短期大学につきましては、進学者数で、県内に残る県内進学者が367名と県外が317名というデータが出ておりますが、専門学校につきま

しては、そのデータということにつきましては、専門学校に行っている生徒の数は捉えてますけれども、それを県内、県外というデータというものが今のところございません。

○高橋委員 データはあると思うんです。県内の専門学校なのか県外なのか、また、そこもしっかりと調査をしておく。今、専門学校に行かれる方、子供さんも多いと思うんです。そこをひとつ、またこの数字が変わってきますんでお願いしときます。

○川越学校政策課長 お伺いしました。専門学校につきましては、今、議員がおっしゃったように、若干毎年のように進学割合が宮崎県ではふえてございます。そういった部分の具体的なデータも含めまして、4年制、それから短大、そして専門学校含めましたデータ等をしっかりとっていききたいなど。

○高橋委員 それと、先日、県北の子供たちの、農学部でしたっけ、宮大、熊本、大分とかに行ってる数が多いってというようなことで、多いっていいですか、数的にそんなに、微々たるもんかもしれませんが、全体的に県北の子供たちはやっぱり通学ができない、経済的なこともあるんでしょうけども、農学部に限らず、隣県に行ってる子が多いのか、大ざっぱでいいですけど、その辺のデータはお持ちでしょうか。

○川越学校政策課長 ちょっとお時間いただいてよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○重松委員長 すぐ出ますか。いかがでしょう。

○川越学校政策課長 そのデータがあるかどうかも含めまして、ちょっとお時間いただいて、もし、ありましたら、その後ほどお持ちして。

○重松委員長 じゃ、その件については後ほどですね。また、返答いたします。

○高橋委員 じゃ、よろしくお願ひします。

先ほどから県内の離職率とか話題になってますけれども、私、全体的に見たときに、宮崎県は条件がフリーになってるんじゃないかなって気になってるんです。というのが、宮崎とか延岡、都城はわかりませんが、それ以外の市町村っていうのは、高校卒業すれば公務員とかJAとか森林組合とか、そういうところがあるからこそ地元にとどまっていたってというような気がするんですけど、そこはだんだん間口が狭くなってます。だから、上りたくても上れない。

昔、聞いたことあるんで、岩下委員には申しわけないのですが、福島高校を卒業したときに地元に残る人たちがもう片手もない、いわゆる5人もいないっていうことも聞いたことがあるんで、例えばそのときには串間市役所は採用してない。そういうこともあったりして、合併も進みました。だから、公務員の採用枠も減りました。JAも何か厳しくなってますから、だからといって、かわる民間企業に体力があるかっていうと、先ほどおっしゃいましたように、希望者が減ってるというふうにおっしゃいました。それはやっぱり民間の企業の体力だと思うんです。

そこは皆さん方と議論するところじゃないと思うんですけども、やっぱそこをしっかりと、他の部署もひっくるめて何か対策をとらないと、地方創生に期待していいのかどうかわかりませんが、宮崎県としては、新卒の子供たちには非常に厳しいものがまだ目の前にあるということです。そこはやっぱりお互いに理解を認識しておかないと、この数字に余り一喜一憂してもいかなというふうに思いましたので申し上げておきます。

○重松委員長 返答はよろしいですね。

ほかの方、いらっしゃいますか。

○二見委員 先ほどの高橋委員の質問にちょっと関連するんですけども、まず、1ページの高校卒業者の動向ということで、7ページの中学生の推移を見たところ、例えば、平成17年に3万7,000人いるっていうことは、大体1学年1万2,000人ぐらいいるのかなっていうふう思うわけなんですけど、この子供たちが3年後、つまり平成20年になったときには、ここの大学、就職を合わせると8,200人なんです。ということは、その差が大体3,000人近くおると。そうしたときに、今、先ほど短大の話も出ましたが、残りが本当に専門学校に行ってるのが2,500人以上いるのか。もしくは県外のほうに、どこか高校のほうに流出してたのか、そこ辺の状況というものは把握してらっしゃらないんですか。

○川越学校政策課長 今の段階で、ちょっと申し上げる数字はございませんけれども、先ほどの御指摘も含めまして、4年制、短大、そして専門学校、それから今の部分の人数、具体的にどのくらいの生徒が卒業した後、県外に流出してるのかっていうことも含めましてデータをとりたいというふうに思います。

○二見委員 要するに、どういうふう子供が移動していつてるのかっていうのを見れる、全体像が見れる資料っていうか、大変かもしれませんが、そういうのをつくっていただければなと思います。

それと1点、保育のほうにちょっとお伺いたいんですけども、2ページの充足率のほうを見れば大体100%以上ぐらいのところがあるっていう、こういう認識なんですけれども、まず先に1点確認させてもらいますけど、先ほど説明でいただいた4ページのほうの資料、国基準と実際に保護者から徴収した金額の差額については、市町村が全額負担してるっていうふう

考えてよろしいんですか。

○渡邊こども政策課長 二見委員のおっしゃるとおりでございます。

○二見委員 済みません。先ほど多分そうおっしゃったと思うけど、一応確認のためにとお思いまして。

済みません。充足率のほうに戻るんですけども、これまでいろんな県のほうで待機児童とかについて質問とかがあったわけなんですけれども、一貫して県の回答としては、宮崎県内には待機児童はゼロであるという回答がずっとあったわけなんです。ですが、私の周りの人たちの話でも、どうしても保育所があいてないんだよねっていう声はずっとあったわけなんです。つまりは何かといたら、役所のほうに保育所に預けたいっていう申請をしたときに、ここに紹介されるわけですが、どっか定員があいてるところ、近くのところ。そこを希望できないっていうか、どうしてもちょっとそこに預けるのはちょっとっていうような保護者の人たちにとっては、その人たちはもういわゆる待機児童にカウントされないっていうのが現状なんじゃないですかね。

ということは、この定員が大体100%以上を充足してるっていうことは、そういう人たちっていうことは、こう言っちゃ何だけれども、人口が多いところとか人気があるところっていうのは定員オーバーになる可能性は非常に高いわけです。それに比べて、まだ人口の少ないところとか、そういったところにおいては、まだニーズが少ないから定員を満たしてないんですけども、それ全部ひっくり返しての100%以上の充足率になると、そういうふうな定義では待機児童とは言わないかもしれないけれども、保育所を探して、どこか空きを求めているっていう保護者の

方っていうのは結構いるんだと思うんですけど、そういう待機児童ではない、いわゆる紹介先の未確定者、その人数っていうのは県として把握してはいないんですか。

○渡邊こども政策課長 まず、待機児童の定義でございますけれども、保護者のほうが市町村の役場のほうに申請書を出しまして、その申請書には第1希望から第3希望まで書くようになっております。そこで運よく第1希望に入ればいいんですけども、第1希望に入れず、第2希望、第3希望だったらあいてますよっていった場合に、第2希望、第3希望になるとちょっと自分の仕事場から遠いので、第2希望、第3希望になるのであれば、そこがあくまでしばらく待ちますと。そういった者に対しては待機児童には含めないということで、これは全国、厚生労働省のほうでそういったふうな統一的な扱いをしているものですから、そういった方を除いた上で、本県について待機児童はいらっしゃらないと、そういうことで考えております。

○二見委員 大体その待機児童に当たらない方々が、それで預けなかった方、それがどれくらいいるのかは把握してないんですか。

○渡邊こども政策課長 今の二見委員がおっしゃいました数字につきましては、こちらはデータとしてとっておりません。

○二見委員 そこ辺がわからなくて、どこに人口が多くなるとか、そのニーズがあるとか、そういったものを調査するためには必要なデータじゃないかなと思うんですけども、そういう認識はなかったんですか。

○渡邊こども政策課長 確かに、委員のおっしゃる観点はあると思います。ちょっと市町村のほうとも協議をいたしまして、動向についてちょっと把握をしてみたいなというふうに思い

ます。

○二見委員 今までそういう話は全く出てこなかったんですか。

○渡邊こども政策課長 おっしゃるような観点につきましては、県のほうとしては、そのあたりの認識は、ちょっと持ち合わせておりませんでした。

○二見委員 こないだ新しい、来年度からの子ども・子育ての新しい保育計画ができるわけなんですけれども、そういったニーズとか、こないだ説明をいただいたときに、これぐらいの幼稚園の希望者があるとか、そういったニーズの推測っていうか、推定はしてるわけなんですけれども、それをやっぱりもっとしっかりしたものにするためにも、そこ辺をちょっと調べておくべきだったのかなという感じは受けますので、要するに、宮崎県はほかの都会に比べると非常に子供を育てやすいっていう環境ができてるなっていう認識はあるんですけれども、実際に若い人たち、子育て世代の中でそういった声があるっていうことは、やっぱりしっかり受けとめていただいて、それに対してどれだけの対応が必要なのかっていうものを考えるためにも、そういう情報収集っていうのは必要だと思いますので、どうぞ、今後、御検討いただきたいなと思っております。

○鳥飼委員 3点お伺いします。

まず最初に、教育委員会の1ページの件なんですけど、いろいろと議論されました。この特別委員会は、人口減少時代に入って、宮崎県がどう活力を取り戻していいですか、維持していくかっていうことを主題にしまして、いろいろと調査をしたり、お聞きをしたりしておるわけでございます。

先ほども御説明あったんですが、県内就職者、

県外就職者のところで、県内就職者は、大体希望者は県内に就職できますよというような教育長のお話もございましたが、丸山委員のほうからも七五三の話も出まして、若干全国平均からすると高いという現状があって、それに対する調査もやっていますよということだったんですが、やはり現実的に就職進路指導で各学校の先生たちが一生懸命頑張っていただいて入っていく。そのときに一定の無理があるのかなというような感じもしてるんです。なぜかといいますと、非正規の県内の労働者の状況っていうの大体3割5分から4割ぐらいなんです。ところが、高校のところだけ、確認をしてませんが、ゼロなんです。正規に入れていただいと。ですから、1年、2年、3年のうちにやめる人が五十何%になってしまっていて、次、就職するとなったら臨時とか非正規の、もうないんですよ。県庁やら市役所やら教育現場もそうでしょうけど、非正規の職員もどんどんふやしてきてるという現状があるわけなんですけれども、そういう私、分析してるんですけれども、そこ辺の状況、ですから最初、就職をされる、進路指導をされるところでの困難性といいますか、教育長は一応大丈夫ですよということで、そういう状況になりましたよというお話だったんですけど、正規の社員として、従業員として送り込むときの困難性というのはどういうふうに今、認識しておられるのかということをお尋ねします。

○川越学校政策課長 先ほどの就職率、非常に高い就職率を宮崎県の高校卒業生は確保してるということで、にもかかわらず離職率が若干、マッチング部分、それから小規模の企業において一旦コミュニケーションがこじれた場合に、なかなかいづらいということで、やめていって

しまうというような形がありますが、そのような状況が去年だけではなくて、ここ数年続いているということを踏まえて、各学校では、いわゆる就職相談、ガイダンス、それから企業の方々の講話、講演等を含めて、いろんな形で就職に対する心構えも含めまして、また、先ほどインターンシップという形をしまして、できるだけ早く企業の中で職場体験をしていくという、そういった部分で生徒の意識を、また学習の意欲も含めて喚起することをしてますけれども、なかなか生徒のニーズとマッチングがきちっとできている生徒ばかりではございませんので、その部分のところにつきましては、生徒一人一人に応じたきめ細かな指導をやっぱりしていかなくちゃならないなというふうには思っております。

○鳥飼委員 もう余り多くを言わなくても、もうおわかりだろうと思うんですが、ぜひそこを、なぜこんなに乖離があるのかと。一般の19歳以上の就業者の状況の中で、そこをしっかりと押さえていっていただきたいと思います。

続けてですけれども、働く場をどうやって確保するかというのも非常に大きな課題です。それで、廃校の利活用の状況のところ、これが9ページなんですけど、小中学校は、市町村の教育委員会なり市町村での管理ということですから、県の教育委員会がどうこうというのは困難性があるというの十分承知をしておりますけれども、まだ未利用のところは23%ということで上がってます。数字を見てみますと、例えば延岡市の浦城中、これは25年度ですか、それで、その下の須美江小というのは廃校年度なんですけれども、14年度ですから、これはもう11年ぐらいはなってるんですかね。ですから、これに対する活用について、県の教育委員会から何か一つの

考え方なりを示されているということはないんですか。

○田方財務福利課長 今の活用の方法ということですけども、活用の方法がわからないとか、地域の方々から要望がないとかいうことがありますので、今、廃校の活用の事例の紹介とか、それから廃校を活用する場合に、転用すればいろんな補助金があるわけですけども、転用の施設によって国土交通省だとか、あるいは文部科学省もそうなんですけれども、そういう施設の利用によって補助金を使いながらいろんな施設にできていくということでございますので、そういう御紹介を各市町村の担当者会議とか、そういうところできちんと周知をしてるところではあります。

○鳥飼委員 そのような市町村で出てきたときに、じゃどうやってするかといったときに、例えば絵があって、ここではこういうふうな企業が来て、こういうことやってますよとか、いろんな事例とかが出てくるものがあれば非常にわかりやすいと思ってるんです。

ですから、そこで中山間・地域政策課長にお尋ねをしたいんですけども、せんだって大分県に行きましたときに、やはり地元に戻ってきてもらうとか誘致をするというような移住促進の取り組みをする、地域活性化をするというところで、きれいな冊子をつくって、こういう従業員がこれくらいですよとか、こういう工場で、職種はエレクトロニクスでと、いろんなITの産業の発達で、都会でなくても別に宮崎市でなくても仕事ができるわけです。そういう事例集をつくって、もっと促進をするということでやれば、かなり効果があるんじゃないかなと思ってるんですけど、それは教育委員会がやるか、中山間地がやるかというのはもちろんある

んですけど、中山間地でも積極的に取り組んでいらっしやいますんで、ちょっとお尋ねします。

○石崎中山間・地域政策課長 まず、廃校でございますが、その廃校後の施設というのは地域の活性化にとって非常に貴重な資源であると考えております。そこで、中山間・地域政策課におきましても、そういう廃校施設を利活用して地域活性化を行いたいという取り組みに対して支援等を行っているところでございまして、例えばこの委員会資料にも出ておりますが、木城町の旧中之又小学校、また、石河内小学校、そして美郷町の旧渡川小学校などに対して、当課の県単独の支援を行いまして、それぞれ利活用が進められているところでございます。

今後中山間・地域政策課といたしましても、この地域活性化という観点からそのような活用事例の紹介、また、使える支援策の紹介、中山間・地域政策課では、県内のいろんな支援策等をまとめました地域づくりハンドブックというのを毎年、出しておりますけれども、これは総務省から国交省とか各省庁の支援策あるいは県単独の事業も含めまして、総合的に周知をしているところでございますけれども、そういうものも活用しながら積極的に利活用を支援してまいりたいと思います。

○鳥飼委員 要望しておきますけど、やはり各市町村で廃校・休校になったときにどうやって活用するかということで、こんなことをやってるんだ、ここはこうやってるんだというのを担当者のところなり、町村長さん含めて、やっばお互いがわかるっていいですね。これが大事だと思うんです。

それともう一つは、そういう企業の人たちっていいですか、やりたいという人たちにその情報が届くということが大事ですから、そのの仕

組みは教育委員会と中山間・地域、総合政策部と連携をとってやっていただきたいなと思っております。

○田方財務福利課長 今、委員からありましたように、文部科学省のほうで、「みんなの廃校」プロジェクトっていうのをやっているんですけども、その中で、全国のそういう企業等が使ってる施設として利用してるものの例とか、それから、各市町村のほうからこういう廃校がありますから、全国でこういう企業等で使えませんかという情報を提供するっていう仕組みもありますので、そういう中で、各市町村の方々が地元の意見を酌んでいただいて、そういうものに応募していただくということで、全国的にも募集になるのかなとは考えておりますので、そういうのも利用しながら周知に努めていきたいなと思っております。

○鳥飼委員 ぜひ、そういう制度の充実で、地域に雇用の場を生んでということで、地域活性化ということもありますんで、また、宮崎県版ということで連携とってやっていただきたいと。

最後に、こども政策課のところにお尋ねしますが、資料の1ページ、県内市町村の保育所の状況ということで子供さんの状況やら出てきてまして、保育所入所児童数というところでは2万9,870人で、就学前児童数の占める割合は49.6%で、これは50%の子供さんたちが保育所に入ってますよっていう数字ですよ。それで、幼稚園の場合はどれぐらいおられて、児童数のうちどれぐらい占めるのか。そして、全体的になるとどうなるのかっていうのがわかっておればお示してください。

○渡邊こども政策課長 まず、幼稚園でございますけれども、全体が6万208人おりますけれども、幼稚園が1万356人でございます。保育所が

ごらの資料のとおり2万9,870人でございます。認定こども園が876人、そして、認可外の保育所等に入っておりますのが3,455人でございます。それと、いわゆる僻地保育所に入っている方が186人でございます。残りの1万5,465人、この方が施設を利用していらっしゃる方と、自宅等にいらっしゃる方ということになっております。

○鳥飼委員 わかりました。数字、また後日、資料でいただきたいと思いますが、それと1万5,000人、1万6,000人それぐらいの子供さんたちは自宅にいるということですが、何らかの働きかけもないという状況なんではないでしょうか。何らかのそういうふうなところで利用するなり、ほかの子供と触れ合うとか、そういうことはないのでしょうか。

○渡邊こども政策課長 自宅にいらっしゃる方が1万5,000人っていうことで、非常にぱっと見られた感じ、多くなっていう感じを持たれたのではないかと思いますけれども、これにつきましては、年齢によって大分様相が変わってまいります。つまりゼロ歳児のお子さんについては、ほとんど自宅にいらっしゃる方が多い。年齢がどんどん上に上がるにつれて施設に入る、そういった方が多いということになっております。そういう観点からいたしますと、4歳から5歳というスパンで捉えてみますと、合計が約2万人いらっしゃるわけですが、その四、五歳の2万人のうち1万9,000の方が保育所あるいは幼稚園に入っている方がいます。いわゆる全くの自宅にいらっしゃる方っていうのは、四百数十名で2.2%程度というデータでございます。

○鳥飼委員 わかりました。ありがとうございました。

○重松委員長 よろしいですか。

○前屋敷委員 子供の支援に関連してなんですけど、きょうは資料は出ていないんですが、保育所も必要なんですけど、子供たち、低学年をいわゆる学童保育といいますか、放課後児童クラブ、非常に待機児童がふえているということで、国は今、1年から3年生までが対象になってると思うんですけど、国は全学年に広げると。これが私も望ましいと思うんですが、そういう方向で来ている中で、宮崎県は1年から3年生まで十分に対応できていないという状況があって、これは非常にやっぱり働く親にとっては大事な問題なんですけど、その辺のところはどのように把握をされて、どう解決したのか。児童クラブ数そのものはふえているというふうには聞いているんですけど、定員っていいですか、人数的には非常に待機児童がふえるという状況があるようなんですけれども、その辺のところはわかれば聞かせてください。

○渡邊こども政策課長 放課後児童クラブでございます。現時点での利用状況について、まず御説明をさせていただきますと、県内で8,152の方が放課後児童クラブを使っております。基本的に放課後児童クラブは小学校低学年の方を対象にした、そういうふうな事業ということでございまして、1年生から3年生の児童の利用が7,855人ということで、比率にいたしますと96.4%でございます。逆に言いますと、小学校4年生から6年生の高学年は3.6%ということになっております。

そういう中で、国のほうとしては来年度から子供の新しい制度が始まるということの中で、現在の1年生から3年生までではなくて、それをより高学年のほうまで広げていきたいと、そういうふうな考えを出されております。そう

いう中で、本県といたしましても、国の方向性と同一ような形で、1年生から3年生までの充実を図るとともに、4年生以上の受け皿の確保につきましても努めてまいりたいというふうに思っております。基本的に、市町村のほうが来年の新しい制度に向けて住民の需用と供給を、需要を調査した上で、必要なハード整備なり、受け皿の整備を進めているところでありますので、そのあたりは県と市町村が連携を図りながら、住民のニーズに応じていけるように頑張っていきたいというふうに思っております。

○前屋敷委員 国がそういう方向を示している中で、まだ低学年に対しても十分な対応ができてないというところをまず解消することが必要だと思うんです。国は一定、予算もつくるといことですので、それを活用するためには県も一定補助する予算もつくらなきゃならないという課題も、市町村もですけど、出てくるころなんですけど、やっぱり子供たちを基本に置いて、そしてまた、子供たちを育てる親御さんがそこで安心して働きながら子育てができるという環境をどうつくるかという点では、やっぱり重視して取り組んでいただきたいと思いますので、そのところよろしく願いしたいと思います。

○重松委員長 よろしいですか。

○坂口委員 人口減少をとめるっていうか、人口をふやしていくっていう視点からで、それを、生活の場をそこに確保してとどまってもらっている、すっごく狭い部分でちょっとお尋ねするんですけど、さっき井上委員からもありましたように、それでも、特に第1次産業ですよね。農林水産業、ここの今の実態とか現況を見るときに、まず農業でよく言われるのが耕作放棄地がたくさんある。後継者が、担い手が減って

きてる。輸入はたくさんやってる。これ一つ、不思議だっと思うんです。まだ、つくればたくさん食べる人いるのに、それづくりもせずに田畑も荒れたまんまになってる。海もあれだけ広いのに沖に出たって魚がいないって、これ農業で言えばやっぱり耕作放棄地です。

ここらをいっぱいそこに全てが耕作あるいは魚が昔のようにいるようにするってなると、そこに生活の糧が得られることになるんじゃないかって思ったときに、何が問題かなって言うと、たくさんあるもんですけど、一つには、今、国も県も6次産業化とかフードビジネスっていう方向を出して、これは新たな成長分野だということやってますけど、本当に今のままでそれいけるのかなって思ったとき、僕は第1次産業が第1次産業の中で、農業でいうなら付加価値を上げてって加工、流通まで自分らでやらないと、やっぱりこの問題は解決できないんじゃないかなと。加工業者なりは安いところからとるっていう今の経済を拡大していくだけで、仕組みそのものは変えていかないんじゃないかなってなったときに、農業とか林業とか水産業の分野での人材、今後そこらを解決してくれる人材をどうやって、どこで育てるのかってなったときに、今、県もですけど、全国見てもそれないと思うんです。

具体的に言うと、工業の分野では都城に高専っていうのがあります。ここは語学から経営から社会情勢から全てをたたき込んで、本当にその分野で新たなところを開拓していけるっていうような人材をつくってます。農業は、県内で言えば農業大学、これ全国でもレベルの高い農業についての人材育成の場ですけど、あくまでも今の農業の分野で、いかにたくさんものがつくれるかとか、いいものがつくれるかっていう、

人材をつくっていきこうっていう、その域を出ないもんですね。

これから新たな、国が目指そうとしてる地方創生とか海外に打って出る農業ってなったときに、やっぱりネットを使って、どこでどんなものが、あるいは、今後こういうぐあいに農業分野、あるいは加工分野進んでくるんだとか、新たなニーズっていうのは、こういうものに食は出てくるんだとか、これだけの海っていうところがもう耕作放棄地になってるけど、ここに魚をふやして行って、こうやれば、こういったまた価値っていうもの、そこに求められるんだっていうようなものを、そこを着目して解決できていく人材の育成っていうのができてないもんですから、そこら辺どんなに感じておられます。今のまんまで第1次産業の人材育成っていうのは、本当にこの課題を解決していく人材を育てているかどうかっていうのはどう考えておられますか。

○飛田教育長 おっしゃること、非常に大きな問題だと思っております。実は、ことし、組織としてフードビジネス推進課に県立高校の教員を1人、送り込みました。それから、総合政策課にも送り込みました。一番やっぱり我々が考えておかないといけないっていうのは、農業高校の先生は作物をつくる、メロンをつくるっていうことについてはかなりいい技術を子供たちに指導できてたと思うし、今もできてると思うんですが、じゃ、エンドユーザーを見て、それを売ることがうまかったかという、必ずしもそうじゃなかったんじゃないか。そういう意味において、県の施策と学校現場の教師とが肌で感じるような世界を構築したいっていうことを思っております。

それからもう一つは、高鍋農業高校にフード

ビジネス科をつくったときに、いわゆる農業の生産だけの職員じゃなくて商業の先生、さっき、おっしゃったようにネットでどう発信できるかとか、あるいは商品開発をやるには家庭科でかなり突っ込んだことをやってる人間とか、少し組織も変えてみたい。それを、一つのリーディングスクールが高鍋農業高校のフードビジネス科だと思っております。

それから、先ほどチョウザメの話が出てきましたが、海洋高校においても、そういう種苗から生産するような、魚を生産するような力にもかなり力を入れておまして、そういう発想を学校の教師とか学校の管理職に入れながらいくこと、それからもう一つは、先ほど学校政策課長が3ページのところで説明をしましたが、職業系の学科を有する高校に実践的なことをやれということで、現場の相当なことをやってらっしゃる方が直接子供たちに刺激を与える。これは一緒に教師も刺激を与えますし、工業なんかでそれをやったときは、実は生徒向けにやったんだけど、引率教師がかなり刺激を受けたっていうような報告も受けてます。そういうことをやって学校のムードを変えていくこと、あるいは組織論としても変えていくことが大事じゃないかと思っております。今後ともそれ精いっぱい取り組んでいきたいと思っております。

○坂口委員 現状はそれだろうなと思うんです。ただ、将来を見据えたときに、例えばノルウェーなんていうのは、あれだけの魚を毎年海外に出してるんです。これは漁業サイドでやってます。デンマークの農業だってそうです。あんなに条件不利なところでやっぱり世界向けに農産物を出してる。あるいは、アメリカ、カナダ、オーストラリアの農家なんていったら何百ヘクタール規模の、まさしく企業経営的な感覚の農

家です。その人たちはもちろん地元も相手してるけど、世界を相手してます。アメリカ、カナダだって決して労務費も安くはない、デンマークだって、さっき言ったように低地で、マイナス標高みたいところで決して条件的にも有利じゃない。ノルウェーだって、あんな奥まったところで海外にまで魚類を運んで、日本あたりまで持ってくるには、それは流通コストって、これ東京、宮崎を我々悩んでるけど、そんな規模のもんじゃないです。そこで、何で世界に通用するような農家、漁業家、林家が出てきてるか。山だってそうです。これだけの山、もう切ったって売れないっていうけど、海外からやっば運んでるわけでしょう。

これを切り開いていくためには、第1次産業の人が開かないと、今の産業の構造のシステムではその規模がふえてくだけです、これは変わっていかないと思うんです。そのためにはまずは、最終的には大学院レベルで人材育成、世界に通用するには農業で企業経営やっていくんだって。しかしながら、まずは工業でやってるような、僕らの知識の範囲内ではなんですけど、都城あたりの、高専みたいところ、世界に通用するような発電機をつくったり、ロボットをつくってコンテストで優勝したりするじゃないですか。そういった人材育成っていうものを、これは県じゃ、もう限界があると思うんです。それが国レベルで、もうそこに着目をしていってやっていかないと、TPPだってそうです。こういったものに対抗するためにそうした人は、ここでとりでになってがちり日本の農地と、農業に従事する人たちを守れるっていうような人材を育成していくと。

だから、今のは批判するんじゃないんです。現実は今の中で精いっぱい、そういったその時

点で通用する人をどう育てるかだけでも、将来を見据えて本当に宮崎が成長分野でフードビジネスなり6次産業化なりでやっばり世界を席卷していこうとすれば、やっていかないとだめだし、それは第3次産業がそこを握ったって農家にまで利益は還元されないし、第2次なんていうのは仕組み的に賃稼ぎだし、やっばり第1次産業は自分らの手で自分らが運命共同体として土地から何かを得ていこうと、海から何かを得ていこう。それは全部仲間なんだと、第1次産業なんだっていう、そういうところでリーダーになれる人材育成っていうの、僕は必要のような気がするんですけど。これ何か考えを持っておられたら何か答えていただき、なければ要望で。

○飛田教育長 おっしゃるとおりで、今、高校段階でやれることと、もう一つは、県と一緒に宮崎大学などと協議会をやってますが、そういう内なる部分の改革をやるということと、また、外とどうやってそこ辺の人材をつないでいくかっていうことを、またさらに取り組んでいきたいと思っております。

○坂口委員 くどくなるけれども、多分今のTPPとか、そういったものの流れを見ていったら、そこらは今から意識しておかないと、やっばり日本の第1次産業従事者を守れないような気がするから、ぜひ。

○重松委員長 よろしいですか。

○井本委員 就職問題は、本当ヨーロッパなんかでは、ともかくもう就職問題っていうのは、高齢者の問題だというのが、キャリアを持つてるわけです。高齢者じゃない若者の問題だというのがヨーロッパの問題だったけど、やっど日本もアメリカ、ヨーロッパのようになって若い人たちの就職が問題になってきたかなという感

じはするんですけど。というのは、景気はあんまり、今はちょっとよくなりつつあるけど、ともかく経済がこんなふうになったときに、企業がともかく今まで入ってきた若い人たちを教育して、そして役に立つようにしてたんだけど、そんなことをする余裕がないということで、結局ミスマッチとかいうのも恐らくその辺にあるのじゃないのかなという気は私はするんだけど、それはそれとして、要するに、恐らくキャリア教育の大きな目的は、ミスマッチを何とかしようということにあるんじゃないかなと思う。その辺はそれでいいんですかね。

○川越学校政策課長 キャリア教育自体を大きな視点で捉えていくのか、今、委員がおっしゃったように社会的、また職業的自立に向けた話について言うのかっていうのは、どちらもキャリア教育の分野であります。先ほど就職の状況の話に特化した話になりましたので、ミスマッチイコールキャリア教育だけではございませんが、その中の一部としてキャリア教育っていうのはございます。

○井本委員 このミスマッチというのは、恐らく一番大きな問題だろうと思うんです。ほかにもあるだろうけれども。そのときにキャリア教育とは何か、それからその取り組みっていうのを見ると、これはそうでいいんだけど、大学は出たけど仕事がないっていうとか、そういうことはあるというときに思うんだけど、ヨーロッパなんかではもう早くから自分の職業は何が向いとる、適性が、自分は何が向いてるかというのを早くからやってるんです。そしてもう、だから大学行く人間というのは、せいぜい多いところでも3割です。もう大学、高校過ぎるころには自分の適性が何に向いているっていうのが、大体もう向こうでははっきりしてるんです。そ

の辺のところを、私は自分は何に向いてるんだということがはっきりすれば、このミスマッチなんかも、そしてまた、変な大学に行っても仕事がないっていうことも、私は大分なくなるんじゃないかなという気がするんだけど、この辺のことをはっきり小学校5年の取り組み、中学校における取り組みについても、おぼろげながらには書いてあるけれども、私は、適性っていうことをもうちょっとぴしっと出さなければいかんのではないかと、そんな気がするんだけど。どうでしょうか。

○川越学校政策課長 委員のおっしゃるとおりでございます。小学校、中学校、高校を踏まえて、近い未来、そして将来、遠い未来も含めまして、どう生きていくのかということをしかりと、発達段階に応じた形で小学校、中学校、高校というものをキャリア教育という視点で学ばせるっていうことというふうに考えておりますので、今、委員が指摘したとおり、適性というものを含めまして、今後どう近い未来、遠い未来っていうことを視点に置きながら、キャリア教育を進めていくのかっていうことが大事だというふうに思います。

○井本委員 よろしくをお願いします。

○重松委員長 よろしいですね。じゃ、先に。

○外山委員 総合政策部は、きょうは中山間対策課長しか見えてないですが、この前の総合政策部が見えたときに、出生率の話をして、世界の出生率が高いと言われとるアフリカ、東南アジア等の資料をとってくれていうことで、ここに資料が来ておるんですが、そっちに行っていないですよ。行ってないでしょう。（「行ってないです」と呼ぶ者あり）行ってない。行ってなければ、ちょっと言いますと、聞いてもらえりゃすぐわかる。アフリカ諸国が7から6、高

いところが7.6、それから他の国が6ぐらい。これちょっと古い資料で、世界保健機構が出してるやつ、日本は1.4。大体ヨーロッパ地域が1.7台から、フランスあたりは2近いのかな。そういうことで、アフリカが全体的には5ということなんですが、これ、誰に聞くわけにもいかないんで、アフリカ等々が何で高いのか。じゃ、日本が、それからヨーロッパを含めて何で低いのか。

日本のこれからの将来っていうか、出生率、少子高齢化、どんどん長生きできるんだから高齢化はいいですよ。少子化をどうやってふえるようにしていくかというのが、この日本全体の大きな政策課題で、ここが減っていけば日本の活力がなくなっていくわけです。だから、100年後ぐらいの数字を、積算っていうものを見ると、今のままでいくと3,000万から4,000万ぐらいというような数字ね。そういうふうにならないためには、出生率をどうやって上げていくかというのが非常に大きなテーマで、それで高いところの数字を拾ってもらったんですが、何で高いのかね。何か参考になることないのかね。聞くとしたら、こども政策課長かな。

○渡邊こども政策課長 今、委員のほうからございました、アフリカがなぜ高いのかということにつきましては、ちょっとなかなか御回答が難しいところでございます。御了承いただければと思うんですけども、一方で、日本が今、1.4ぐらいであります。その理由としてありますのは、日本の合計特殊出生率が下がってる理由として大きく2つ上げられております。一つは、未婚化晩婚化ということ、もう一つは、夫婦の出生力の低下ということが言われております。

夫婦の出生力の低下について申しますと、平成22年に国立社会保障・人口問題研究所が出し

ております調査がございますけれども、子供の数を調査したものでありますけれども、昭和62年には1組の夫婦の平均が1.93人という数でございました。一方で、平成22年のデータでございますと、1.71ということで、全国で0.22、4分の1人、0.22人ぐらい減ってるということでもあります。

じゃ、なぜそんなふう子供を産まないのかっていうふうにならねてアンケートをとったところ、やはり何といっても子育てや教育にお金がかかり過ぎるとい声は過半数だったということでもあります。ということで、日本においての合計特殊出生率が伸びない理由としては、繰り返してございますけれども、今申し上げましたような、お金が子育てに相当かかるので、夫婦の出生について、今まで3人目、4人目産んでおられた夫婦が1人とどめとこうとか、2人とどめとこうとか、そういうふうな意識が強くなってきてるのではないかっていうふうに思っております。

○外山委員 これ、議論すると、もういろんな考え方があるからはっきりした方向は出ないんですが、しかし、今、国においても、宮崎県においても一番大事な議論、議論というか、考えなくちゃいけないのは、この出生率をどうするかということ。でないと、もう限りなく宮崎県がなくなる、日本がなくなるというような方向に走っていくわけです。ですから、今言われたように子供を育てやすいような政策をいろいろやれば上がるか。抜本的に私は解決にならないと思う。その辺、幾らか上がるでしょう。政府が30年後ぐらいに1億を切らないようにすることで出生率を2ぐらいにもっていく。果たしてそういうふうになれるのかどうか。

今の日本の状況というか、経済的に社会状況

を考えたときに、アフリカのような形に、後ろ戻りをするわけにはいかないんで、当然、文化が進んで社会状況が今のような状況になったこの社会で、抜本的にこれを変えていくというのは、もう少し深いところの議論をしていかないと。もう少し言うならば、余りこれは深く言うといけません、生理的な問題もそこにあるような気がします。こうやって安定社会になってくると子供を産まないような生理的な現象というのもあるような気がするし、もうこれ以上は、どうですかとは聞きませんので、きょうは総合政策部の代表が見えてますからお持ち帰りいただいて、総合政策部で少しここ辺を深く議論していただいて、この出生率の問題、今後どうしていくか、これはもう部をまたがった全県、もう県政の一番大きなテーマですよ。ひとつ議論していただいて、またその考えをお聞かせをいただくということで、委員長、お願いをしておきます。

○重松委員長 わかりました。

○新見委員 1件だけ確認させていただきたいんですが、先ほどの鳥飼委員の質問とも関連するんですけども、廃校の利活用について。

これについては、今議会でも質問させていただきましたし、「みんなの廃校」プロジェクトの積極的な参画というか、利活用についてもお願いしたところがございますが、それを踏まえた上でちょっと確認なんですけど、この9ページの資料の活用事例等々が出てますが、この内容を見てみると、大半は地元での集会所とか体育施設みたいな活用ですけども、他県から宮崎県に入ってきてこういった廃校を利活用されてる例というのはあるんでしょうか。

○田方財務福利課長 県立学校でございますけれども、日南農林高校の跡地に、大樹会ソーシャ

ルワーク日南っていう障がい者就労支援施設あるいは介護サービスつきの高齢者向け住宅を運営されておりますけれども、そこが一応他県かなということでお伺いしております。

○新見委員 それでは、9ページの資料の一番下、企業や法人等の施設9件というふうにあります。これはほとんどというか、全部県内の企業等々ということよろしいんですか。

○田方財務福利課長 一応県内の企業の方々、あるいはユズの工場だとか、そういうことに利用されているということでもあります。

○新見委員 この廃校の利活用という問題は、宮崎県のみならず、もう全国の道府県の悩ましいところではないかと思えます。全国的に見ると、工場や法人等が他県に進出して有効な活用をされてる事例もあるんじゃないかと思えますので、もしそこ辺があったら、また、これからの市町村との協議の中で、県のほうからしっかり紹介していただければというふうに思えます。この点は要望をしておきたいと思えます。

以上です。

○重松委員長 よろしいですね。

○岩下委員 関連。廃校の関係でちょっとお聞きしますが、廃校の利用っていうことでなかなか市町村の場合、積極的に何かに貸し出そうっていう姿勢がなかなか見えないんです。何か条件があるのかなって。例えば、社会教育とか福祉に関係するところに貸し出すとすれば、今まで補助金で建てた建築費用の返還をしなくていいのかどうか。企業誘致関係するとすれば、非常に建物としては有効な場所だと思うんですけども、何らかの条件で社会教育とか福祉関係しかなかったり使えない状況というのが出てくるんじゃないかと思うんですが、お聞かせください。

○**田方財務福利課長** 今、委員からありました国庫補助金の返還の関係ですけれども、国庫補助の完了後10年以上経過した跡地につきましては、建物を含むんですけれども、転用あるいは無償での譲渡ということになりますと、補助金の返還は不要になっております。有償においていろんなことをされる場合におきましても、返す補助金の相当額を基金として積み立てる、市町村が基金として積み立てれば、その基金は市町村の小中学校の施設整備に使えるわけですけれども、そういうことで基金をつくれば返還は不要であるということですから、補助金関係では、文部科学省のほうでは大幅な簡素化とか、それから弾力化がされておりますので、そういう制限っていうのは余りないのではないかと思っております。

○**岩下委員** そういった条件であれば、ぜひPRのほうもやっていただいて、中山間地域振興と企業誘致と、それと学校廃校関係で結びつけていただいて、ぜひ大いに活用していただきたいというふうに要望しておきます。

○**重松委員長** 廃校関連でしょうか。じゃ、廃校関連で。

○**二見委員** 今、思い出したんですけれども、都城は明和小学校っていうのが比較的新しい学校がありまして、あそこは人口がふえたから新しく学校つくったところなんですけれども、そのつくりとして、行く行く子供たちがいなくなって、ここを廃校にするときは、これは福祉施設に転用できるようにつくりになってるっていうのがあるんですけれども、まだ子供が多いからその予定はないんですが、今もう、いろんなところで学校の建てかえとかしてるところもあると思うんですけれども、そういう何か転用に向けた校舎づくりっていうか、そういったコンセ

プトで進めてるっていうのはないんですか。

○**田方財務福利課長** 補助金関係から今、そういうふうに転用ができるような仕組みでやっているとということはないのではないかと考えております。

○**重松委員長** よろしいですか。

○**中野委員** 今の学校関係ですが、時間がありませんから1点だけ絞って質問します。

今の関連で、17が未利用です。それで、そのうち6はもう建物がないということですが、建物がなくなる、いわゆる建物を壊してるわけです。それ、壊さざるを得なかった理由、それから残りが11です。活用されない理由、それをお尋ねします。

○**田方財務福利課長** 建物がない学校が6校あるわけですけれども、これはやはり耐震化の問題とか、それから市町村合併によって建てかえとか、そういうことで残すよりも、もう壊したほうが維持管理がかからないということもありますから、そういう関係では耐震化の関係なんかで壊してるということだと思います。

それから、今もう一点ありました、未利用の関係ですけれども、未利用は、一応市町村のほうで跡地をどうするかっていうのを協議会をつくりまして、市町村っていうか地域住民の方々の意見を聞くわけですけれども、なかなか、先ほど申し上げましたように利用の仕方がわからないとか、それからどういうふうに利用したらいいかわからないということもありますから、そういう地域住民の方々の意見を聞かないと、なかなかどういうふうに、こちらから使えますっていう周知をしてもなかなか踏み切っていただけないところもあるのかなと思っております。市町村の方々が努力をされて、いろんな使い方を今、協議をされてる状況ではないかと考えて

おります。

○中野委員 市町村のことはわかりましたが、じゃ建物がなくなった6校の土地は更地になっています。その更地の利用状況っていうのはどうなってるんですか。

○田方財務福利課長 例えば、更地の利用でいいますと、北部教育事務所の61番の大菅小学校の跡地、括弧書きしておりますのが跡地だけなんですけれども、町が新たに大菅地区のさくら館っていう施設を建設しまして、地域住民の方々に御利用をいただいているということもありますし、それから35番の瀬口中なんですけれども、これは仮設住宅が建っておりますけれども、先の雨の災害の後の災害後の住宅が建っているということがございます。一応そういう2校ほどの利用が今されてる、あともう一つありますけれども、済みません、中部教育事務所の2番、鹿村野小学校が上水道の中継ポンプ場として利用されてるという例がございます。

○中野委員 現実的には、ここの表に載っていない学校、そのまま放置されてるところがたくさんありますが、もうえびのだけを見てもかなりあるんです。だから、あれは宝の持ち腐れで、結果的に国庫補助の問題で利用できなくなったというのもあるし、そのまま結果的、もう今は草ぼうぼうで建物も朽ちて、何か利用すればよかったのになという気がしてならんとです。だから、厳しい再利用の枠組みを、何かそれを外すようなことをしないと、これからも休校・廃校がふえてくると思うんです。だから、その辺の再利用に、再活用について、もっと利用できるような門戸というか、それを広げていただくように、6次化云々というような話もありましたから、地方においてはそういうことで何か生計を立てていかざるを得ない状況もありますから、ぜひ

前向きになるようにお願いしておきたいと思えます。要望しておきます。

○重松委員長 要望ですね。じゃ、最後に。

○高橋委員 子育ての関係で、人口減少問題で、雇用と子育てが一番重要だと思うんです。このような、もう簡潔に申し上げますけれども、国の基準で低い保育料を設定してるということで、これは市町村の努力です。一般会計から持ち出しをせざるを得ないことになってると思うんですけれども、低く保育料を設定している仕方です。保育料の区分があると思うんですけれども、あれを細かくやって、利用者側が負担を軽くしやすいようにしているのか、単純に減額しているのか、その辺を簡単に説明いただくといいんですが。

○渡邊こども政策課長 今、高橋委員からの質問でございまして、御存じのとおり国は8区分にしておりますけれども、それを市町村におきましては、区分の数をもう10とか10幾つとかにふやすという場合もございまして、金額そのものを引き下げると、そういったような形で取り組んでいるところであります。

○高橋委員 たしか、もう公務員の共働きになると、私、記憶では5万とかいうふうに、たしか負担があったと思うんです。高いんですよ。だから、これ所得の上限ですから、それなりの所得がある人は、それは5万っていうのは払いやすいかしれないですけども。

それと、例えば今、おっしゃったように、区分が8区分だと、これ例えば、100万から200万で幾らっていう設定になってるわけです。それ101万の人も200万の人も一緒ということになるから、そこを150万に区切って、だから8区分を12にしたり、私、日南のときにそういう運動やって、たしか県内でも誇れる保育料の区分

を持ってた時期があるんです。そういうふうにご利用者側の負担を軽くする努力をしているのがこの市町村だと思うんで、ただ、問題はそこに対する一般会計への交付持ち出しが来ますから、そういうの悩ましいところで、ある意味、認定こども園とかいっぱい出てきてますけれども、そこをうまく融合してないっていいですか、利用の仕方にしても負担にしても、これもっと国がそういったところをしっかりと指導してもらえないといけない課題なんですけれども、市町村がそういう努力をしていることは、やっぱり県もしっかりそこは何らかのフォローも必要なのかなということを申し上げながら終わりたいと思います。だから、安い保育園のところに認可外保育園に逃げていきました。そういったところもありました。よろしくお祈りします。国にしっかりと要望していくことが大事かなと思ってます。

○重松委員長 わかりました。よろしいですね。そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 ないですね。それでは、ないようですので、これで終わりたいと思います。執行部の皆さん、大変にお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。この後、再開は1時から行いたいと思いますので、よろしくお祈りいたします。

午後0時4分休憩

午後1時2分再開

○重松委員長 それでは、お待たせいたしました。委員会を再開いたします。

県土整備部、総合政策部及び総務部においていただきました。

執行部の皆さんの紹介につきましては、お手元に配付の出席者配席表にかえさせていただきます

たいと思います。

早速ですが、概要説明をお願いいたします。

○大田原県土整備部長 県土整備部長の大田原でございます。皆様方には、日ごろから県土整備行政の推進につきまして格段の御指導、御協力をいただいております。厚くお礼申し上げます。

本日は、皆さん方のお手元に配付しております資料によりまして、空き家対策について担当課長から御説明させていただきます。どうぞよろしくお祈りいたします。

○森山建築住宅課長 建築住宅課であります。特別委員会資料、県土整備部の1ページをお開きください。空き家対策について御説明いたします。

まず、1の現状であります。(1)の本県の空き家の状況であります。総務省が実施いたしました平成25年住宅・土地統計調査の速報集計結果が本年7月29日に公表されまして、本県の空き家率は13.9%で、全国平均を上回っているという結果が出ております。

一番上の表をごらんください。左から住宅総数、空き家総数、空き家率、世帯総数について全国及び九州各県の状況を示したものであります。上から、全国の状況、九州の状況を示しております。下から2段目の太文字が本県の状況でございます。

表の真ん中ほどに空き家総数を記載しておりますが、本県の空き家総数は7万4,200戸で、その右側の空き家率が13.9%でございまして、上のほうの全国の13.5%より高く、九州全体の14.2%よりも低くなっております。

次に、その下の表をごらんください。これは、本県における平成10年から25年までの空き家総数等の推移を表にしたものであります。平成10

年以降、空き家率は増加しております、今後とも増加していくものと考えております。

次に、(2)の問題点であります。空き家の中には管理が不十分なものがございます。そうした空き家におきましては、火災の発生や建物の倒壊、衛生の悪化、防犯性の低下、そして景観の悪化など、多岐にわたる問題が生じております。

次に、2の現在の取り組みであります。

まず、(1)の市町村の取り組みであります、①の国土交通省によるアンケート結果の表をごらんください。

これは、本年4月、国土交通省が市町村に対して空き家対策の取り組み状況についてアンケート調査したものでございまして、本県市町村の条例施行や実態調査、空き家バンク等の取り組み状況を示しております。

このうち条例施行実施済みが2カ所となっておりますが、これについて説明しますと、表の下、枠外に記載しておりますとおり、条例施行済みは延岡市と門川町でございます。2市町とも生活環境の保全に関する条例を改正しまして、空き家の適正な管理に関する規定を追加したものであります。当条例には、立入調査及び改善勧告の規定はありますが、改善命令や行政代執行に関する規定はございません。

右側のページをごらんください。空き家の利活用の事例ではありますが、国土交通省所管の交付金を利用したものについて申し上げますと、綾町におきまして、空き家21戸を借り上げ、リフォームを行った後、移住希望者等に賃貸住宅として貸し付けております。

また、諸塚村におきましては、空き家2戸を購入しまして、田舎暮らしの体験を希望する方々を対象とした短期間の宿泊施設として整備活

用されております。なお、諸塚村では、このほか、他の制度により空き家を活用した宿泊施設もあるようでございます。

次に、(2)の県の取り組みであります。

まず、①の市町村空き家連絡調整会議であります。この会議は、空き家対策に関する全国の条例等の状況や実態調査、除却・活用等についての県内市町村の取り組み事例や国の補助制度等を紹介するなど、情報提供を行ったものであります。

次に、②の空き家対策庁内連絡会議であります、空き家に関しましては、先ほど説明いたしましたように、さまざまな問題点がありますことから、庁内での情報共有を行っているものであります。

次に、③であります、これは空き家が増加する中、空き家対策を進めるに当たり、財産面、制度面などさまざまな課題がありますことから、法整備や財政支援等を国土交通省に要望したものでございます。

次に、3の国の動きであります。

(1)であります、空き家を撤去しますと、敷地に係ります固定資産税評価額の減額措置、最大で6分の1でございますが、これが受けられなくなりますことから、国土交通省では平成27年度概算要求の中で、固定資産税に関する税制改正を要望しております。

次に、(2)であります、空き家が個人財産であるため、所有者の特定や立ち入り等が困難な場合があります、改善や除却に関する行政の指導等が難しいことから、空き家対策について新たな法律の制定に向けた動きがございます。

下の括弧書きでございますが、新たな法律の検討内容として、国は、空き家等に関する施策の基本指針の策定について、都道府県は、市町

村への情報提供等の支援について、また、市町村につきましては、空き家の実態調査を含む、空き家等対策計画の策定と実施、立入調査、改善命令、行政代執行についてであります。

最後に、4の今後の対応であります。

県土整備部といたしましては、国の動きを注視しながら、市町村が新たな法律制定等に的確に対応できるよう、引き続き情報収集と情報提供を行ってまいりますとともに、空き家対策を推進する上で重要であります実態調査が円滑に実施できるよう、調査マニュアルを作成するなどの市町村支援を通じて、市町村と一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○重松委員長 執行部の説明が終わりました。

御意見、質疑がございましたら、御発言をお願いいたします。

○黒木委員 空き家は、空き家の定義と申しますか、これは1年間住まないとか3年とか、そういったものがあるのでしょうか。

○森山建築住宅課長 空き家でございますけれども、空き家は基本的に住宅・土地統計調査というのを5年ごとに行っておりまして、直近では昨年の10月1日を基準日として調査しておりますが、この時点で人が住んでいない住宅、これを空き家として取り扱っております。

○黒木委員 3年間あいたら空き家とか、そういうものではないわけですね。

○森山建築住宅課長 失礼しました。空き家でございますけれども、種類が幾つかございまして、別荘などの二次的空き家ですとか、あと、賃貸とか売買のために空き家になっているもの、そして、それ以外、人が住んでいない住宅、その他住宅と申しますけれども、大まかにこの4種類がございまして、この二次的、賃貸用、売

却用というのは、もうそれぞれ目的があって、そのときにあいてるという状況でございますが、その他の住宅の中で、いろいろ今、話題となっています廃屋とかも含まれるわけでございますけれども、これは、例えば転勤ですとか入院等で長期にわたって居住世帯が留守っていいですか、いない場合、そして、建てかえようとする場合に取り壊すのを待ってる建物もございすけれども、そういったものも含んでございます。

○黒木委員 余りよくない話ですけども、例えば夕張市とか行くと、もう空き家がいっぱいあって、人口も急激に減って行って、ぽっいたら何か不思議な世界に入ったなというぐらい空き家が多くて、そしてもう朽ちた家がいっぱいある。もう多分ああいうところに行ったら住む気がしないだろうなと思いますし、国の動きで新たな法律の制定みたいな動きがあるということですが、例えば山村とか行っても、空き家になりますともう二、三年たつと、葛とかつるが巻って、もう本当いかにも人の住むところじゃないような景色があるもんですから、これの何かいい方法で処分をして、何か少しは元気の出るところにすることはできないかなといつも思うんですけども、これは個人の財産ということでなかなか手がつけられないんですけど、そういったものを何とかしましょうというような法律の制定に向けた動きがあるということなんですか。

○森山建築住宅課長 法律の具体的な条文はちょっとわかりませんが、インターネットで法律案の概要と申しますか、要綱というのが出ておりまして、それを見ますと、廃墟になった空き家に対してのこととか、あと、国、県、市町村の役割分担、ちょっと先ほど括弧書きの中で御説明いたしましたけれども、そういったこと

等が述べてあることが今わかっておりますけれども、申しわけございません、詳細についてはまだわかってない状況でございます。

○黒木委員 ぜひ何か一時的にでも市町村なりが財産として管理しておいて、何かいい方法で除去できるとか、前に進めるような法の改正でもあればいいかなというふうに思います。

それから、諸塚村の空き家の利活用のことを出させていただきましたけれども、実は今、都会から農山村に、もう全くゆかりもない人が移り住もうという動きが少しずつ出てきておまして、諸塚村、私の住む近くにも空き家をちょっと利活用したところに今、東京出身が1人、神奈川県出身が1人、20代の女性がそこに住んで、仕事をしたりボランティアをしたりというふうにして住んでおまして、いつまで住むとかわからん、一人はもう仕事を見つけて定住しておりますけれども、そういう人がかなり都会に、かなりかどうかわかりませんが、出てきつつあって、そういう動きが、田舎から都会へ流れる動きと、都会からそういうところに、いろんな新しい価値感を求めて入ってくる人が実際にもう、何でかなというぐらい、私の住んでるところも何でかなというぐらい山の中にもそういう動きがあるものですから、そういった利活用の仕方ってというか、空き家に対して何らかのそういう手を入れるときには支援をできる仕組みなんです。そういったものをしていただければ、一つは、交流とかを拠点としながら、そして定住する人がおったらそれを、そこが生かせるようなそういう仕組みができないかなと思うんですけれども、そういったものの、先ほどの話では諸塚の中にも事業、何か補助事業をもってそういう整備をしたところがあるというわけですが、そういったこと、今、県内では何カ

所もやられておるんですか。

○森山建築住宅課長 今、委員のほうからありました内容でございますけれども、諸塚村で先ほど2戸と申しましたけれども、これは交付金を使いまして、諸塚村のほうで改修を行われまして、そして体験交流の施設ですとか、そしてあと、短期宿泊施設を整備されておりますけれども、このように交付金のほうで整備するのがございます。綾町もこの交付金を使って整備してございまして、県内全体につきましては、まだちょっと把握はしてございませんけれども、国土交通省関連で申しますと、先ほど御報告した件は把握してるところでございます。

済みません。

○重松委員長 どうぞ。

○森山建築住宅課長 ちょっと、ここ最近で調べたのがございましたので、大変失礼しました。

県内、今わかってる範囲でございますけれども、小林市、えびの市、そして諸塚村、椎葉村、日之影町、こういったところで、戸数はそんなに多くございませんけれども、国土交通省所管以外の事業でおやりになってるところがあるということでは聞いております。

以上でございます。

○黒木委員 そういうところに住みついているとか、ボランティアとかで来てる人の話を聞くと、すごいな、価値観がもう違うなと思うんですけれども、何でここに来たのかっていう話聞くと、私のテーマは、林業で自立するにはどうしたらいいかっていうのがテーマですとか言って、大学で国際関係とか勉強してきましたという人たちが、もう当たり前のように住んでいる。できるならここで結婚してもいいというぐらいの人が、そんなにはいないんでしょうけれども、もうあらわれているということは、

やはり今、山地災害とか、非常になかなか住むところも絶対安全な場所というのではないんですけども、それ安全な空き家とかを改修をして、そういう受け皿をつくと。そういう仕組みづくりも今後いいことではないかなと。山村とかの人口減少対策にはいいことではないかなと思いますから、そういったいろんな仕組みを少しずつでもつくっていただくとありがたいなというふうに思います。

以上です。

○重松委員長 よろしいですね。

○二見委員 1ページの2の現在の取り組みっていうところで、実態調査っていうのがあるんですが、これは住宅・土地統計調査とは別に、もっと事細かに調べた調査のことをおっしゃってるんでしょうか。また、内容についてお伺いしたいなと思うんですけど。

○森山建築住宅課長 市町村の国土交通省のアンケートによりますと、実態調査を6カ所やっているとことをございますけれども、これにつきましては、今、報告いたしました住宅・土地統計調査とは別に、例えば県の緊急雇用創出事業臨時特例基金というのがございますけれども、こういったものを利用して6つの市と町で独自に調査をされておまして、その調査の内容も、市内の一部の地域、住宅地域と駅周辺だけについて住宅の空き家を調査するですとか、あと、ほかのところでは空き住宅のうち危険と思われるものだけを調査するですとか、あるいはさほど大きくないところにおいては、町全体を調査してみるとか、調査内容はそれぞれでございますけれども、大体空き家がどんな感じなのかという実態を把握されたんじゃないかというふうに思います。

○二見委員 いろいろと、たしかこの委員会で

も大分に行ったりとか、ほかのところにも視察に行ったときに何うと、緊急雇用対策基金を使ってそういう実態調査をしてるとこっていうのは結構たくさんあるみたいなんです。空き家対策っていうものを考えたときに、先ほどちょっと分類についてもお話いただいたんですけども、本当、家、家によって事情が違うもんですから、その実態というものがわからないと、その活用方法っていうのもわからないんです。

恐らく自治会とか、そういったところの館長さんとか区長さんとかに聞くと、大体ここは今ちょっと入院しちよっておらんところだとか、もう子供さんたちも誰もいない、東京に行ってしまったとか、これは貸し家だけでも今あいてる状況だとか、そういったことはもう、その人たちはよくわかってるんでしょうけれども、もっと市町村レベルでの単位で施策を打つにしても、県として打つにしても、そこ辺の状況っていうものをある程度把握しとかなないと、手の打ちようがないのかなというのを感じるわけなんですけど、今、これ見ると、今後の予定も入れてもう13市町っていうことは、残りの半分の市と町、市町村については、まだ検討もしてないということみたいなんですけれども、そこ辺について県としてもっと調査を進めるような指導なり、何か方向性なりを持っているということはないんでしょうか。

○森山建築住宅課長 市町村に対しましては、昨年度からでございますけれども、市町村の担当を集めまして、こういった実態調査の件ですとか、条例制定の件、そして活用の事例ですとか、あと撤去、この補助事業とかございますので、そういった情報提供をしたり、意見交換会をしたりして行っております。

それで、実態調査でございますけれども、先

ほどこちと資料の中で御説明いたしましたけれども、今度考えられてる新しい法律の中で、市町村が空き家等対策計画をつくるというくだりがあるようでございますけれども、その中で市町村が実態調査を行うというようなこともあるというふうに聞いておりますので、その法律の内容が明らかになれば、今後、私たちとしても実態調査についてぜひ行っていただくように進めたいと思いますし、そして今、その調査のためにはいろいろどういった調査をするかとか、調査方法はどうすればいいかというのがいろいろございますので、県土整備部としましては、調査マニュアルを作成して、市町村を支援して一緒に取り組んでいこうということで考えております。

○二見委員 まさにそこだと思えます。もうそのこのところ、マニュアルっていうか、どういうところをポイントとして調べていかないといけないかっていうことは、もう現時点でもうできて、それをもう今、実施するっていう段階で進めておかなければ、いわゆる宮崎県の空き家対策としてどういう事業が必要なのか、どういう国の支援が必要なかっていうことを今の段階で国に訴えていかないといけないと思えます。できるだけ早急に進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○森山建築住宅課長 この空き家問題というのは、利活用できるものと、あと廃屋化して危険な状態であるものと、大きく分けるとそんな感じかなと思えますが、特に危険なものにつきましては、やっぱり撤去するとか、あるいは何らかの策をとらないと、いろいろ周辺的生活環境にも影響を及ぼしますし、周辺住民にもけがとかなってもいけませんし、いろいろ問題があるわけですがけれども、我々としてもこの法律の

内容が明らかになれば、そしてまた市町村のほうも、また法律の内容がどうなるのかなというちょっと様子見もあるようでございますので、そこ辺が明らかになってくれば、今、申されたように、必要があれば国に要望していくということも考えなきゃいけないかなと。あと、そういうことでまだ検討は、また今後していかなきゃいけないかなということで考えております。

○重松委員長 よろしいですか。

○高橋委員 関連しますけれども、おっしゃったように、空き家の実態調査をする意味っていうのは、危険なのかどうかの一つと、再利用ができるかどうかをしっかりと把握するということがあるんです。私たち、これ人口減少対策からすると、後者の再利用できるかどうかを把握する必要があるわけです。だから、ぜひこの実態調査をしたほうがいいというふうに思えます。おっしゃったように、市町村は、法律ができるから義務化になるわけでしょう。対策計画の策定が必要になるから実態を調査しなくちゃいけないということになるわけで、これ余り先送りされちゃうと意味がなくなると思えます。大体おおむねスケジュール的にはどんなことになるんでしょうか。

○森山建築住宅課長 まず、これ報道によりますと、新しい法律につきましては、次のといたしますか、今度の臨時国会に法案を出されるということで新聞報道等では見ておりますけれども、ですから、早ければこの臨時国会で決まれば、また早目に手をできるんじゃないかなということで考えております。そして、調査の義務化というのが、まだ条文が見えませんがよくわかりませんが、内容がわかってくれば早目に対応していきたいと、市町村と県と一緒にやって対応していきたいというふうに考えておりま

す。

○高橋委員 わかりました。計画策定をつくるに当たって、やっぱり実態をしっかり把握しないと多分できないでしょうから、されると思うんで、とにかく空き家の実態を、再利用できるかどうか、ここが私たち委員会としては一つのポイントになりますから、もしそういう法律ができて、計画策定もしなくてはならんというときにはしっかりと情報提供していただいて、県としての支援をお願いしたいと思います。

○重松委員長 よろしいですか。ほかにございますか。ほかに。

○宮原副委員長 済みません。綾町の利活用のところで、空き家を借り上げ、そして貸与で貸してあるんですけど、その家にもよるんでしょうけど、綾町でどのぐらいで借り上げて、どのぐらいで貸されてるのか、わかれば。

○森山建築住宅課長 綾町が今、21戸、行っていると申しましたけども、大体工事費が平均140万円ぐらいで、基本的には内装を中心として、台所ですとかトイレ、そして水回りが多いんじゃないかと思いますが、そういったところ、工事費としては70万から200万ということでございますけども、平均で140万と。

それで、家賃としましては、済みません、詳細は把握しておりませんが、インターネットでちょっと見ますと、1万から*2万円ぐらいだというふうには聞いております。（「1から2万」と呼ぶ者あり）1から2万円ぐらいだと。

以上でございます。

○宮原副委員長 改修費は140万、70万から200万、借り上げるっていうのはどのぐらいで借り上げるんですか。当然人のものを140万かけて改修するということになるでしょうから。

※このページ右段に発言訂正あり

○森山建築住宅課長 失礼しました。大変申しわけございません、綾町が幾らで借り上げてるかというのは、わかりません。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

それと、訂正させてください。家賃としましては、2万円程度だということです。大変失礼しました。

○宮原副委員長 わかりました。ありがとうございます。もう一点。

あと、人口減少というあれとはならないんですが、空き家の本当に朽ち果てたやつです。宮崎市内とか、そんな隣にも隣にも家があるようなところなら別ですが、田舎に行けば、物すごい広い土地があるわけです。崩れてしまって、それを産廃として処分をするとかかなりの金額がかかるというふうに聞くんですけども、一般的に大体1件当たりの普通の木造の住宅で処理するのにどのぐらいかかるもんなんですか。

○森山建築住宅課長 住宅の規模ですとか、処理までの経緯とかございますけれども、一般的には100万から200万程度かかるというふうに言われてるようでございます。

○宮原副委員長 なるほどね。100万から200万がまた、計画には投資しないと崩れないということになりますので、田舎であると、中国じゃないですが、穴掘って自動車も埋めてしまうぐらいですけども、穴掘って埋めたほうが早く終わっちゃうんです。普通のちょっとした家だったら1日で穴掘って埋めちゃえば終わるぐらいなんですけれども、そういうことするわけにもいかんとしょうけれども、それが仮に見つかった場合、もう皆さんたちが知らなければそれで終わりなんだけれど、見つかった場合はどの程度の処罰が与えられるというふうになるんですか。わからないね。

○森山建築住宅課長 大変申しわけございません。処理料と申しますか、そういう違反料っていうのはちょっとわかりません。ごめんなさい。済みません。

○宮原副委員長 全然違うこと聞いてしまいましたけれども、実際そういう現場、見たことがあるんですけども、本当は見つかってしまうといかんとです。見つかってしまうといけんとやけれども、やっぱり100万、200万出せられないのであれば、変な話ですけども、穴掘って火をつけてしまうと、丸ごと家燃やしちゃうと消防車が来ますので、その程度にならない程度に燃やしちゃうと埋めちゃうと。すると大体1日で終わっちゃうんですけども。要は法に触れるでしょうから、それやってはならないということなんでしょうけど、100万から200万という金額を考えると、一部そういうような特例みたいなのがあってもいいのかなというような気もしないでもないんですけども、この辺、部長、どうでしょうか。

○大田原県土整備部長 今、副委員長が言われたものにつきましては、今、建設リサイクル法っていうのが、「あるよね」と呼ぶ者あり）ここ10年ぐらいになってるんじゃないかと（「そうですよね」と呼ぶ者あり）思うんです。それにつきましては、ちゃんと分別解体ということで、例えば家を1軒壊すにしても、まず瓦を外して、（「そうですね」と呼ぶ者あり）今度は木材は木材というふうに仕分けして、ちゃんとそれを適正に処分するようにもう法律で定められておまして、これにつきましては、特定営業所は4市、それとあとは県のほう、土木事務所、そこに届け出とか許可願いが来ます。必要に応じて事務所の担当の者が見回り、パトロールをやるんです。そういうところを発見した場合は、ちゃ

んと分別するようにとか、しっかりした投棄をするようにとかいうふうな指導をやっております。（「そうですね」と呼ぶ者あり）はい。それについては、月に1回ですか、ちゃんと報告もさせてますので、再度それはもう一回、徹底をさせていただきたいというふうに考えております。

○宮原副委員長 わかりました。決してやってはいいことではないんですけども、だから業者さんに頼むと絶対しませんので、ユンボの運転なんて普通にできますから、個人でやっちゃえばということやられてる方もいらっしゃるとは言えないというところで、見たので、だからそういうところもあるので、できればもう本当に、朽ち果てたのに200万も出すとなったら、多分朽ち果てるのを本当に待つとしかないのでかなという気がしますので、ちょっと聞かせてもらったところでした。済みません。

○重松委員長 よろしいですか。

○森山建築住宅課長 なかなか経費がかかるということでございますが、国の交付金の補助事業の中で、市町村事業になりますが、跡地を公的な、例えば広場ですとかにするということであれば、その撤去費については補助がございまして、これは市町村が撤去される方に補助する場合に国が補助すると、市町村に対して補助するというのもございまして、広い土地があって、その跡地を市町村のほうで何かコミュニティーとか地元のために使おうと、公的な土地として使おうということであれば補助もございまして、それを活用していただくのも一つの手かというふうに思います。

以上でございます。

○宮原副委員長 ありがとうございます。

○重松委員長 わかりました。ほかにございま

すか。

○鳥飼委員 土地統計調査の、このいただいた資料なんですけど、悉皆、これ抽出だろうと思うんですけども、ちょっと概要を御説明ください。どこが調査するとか。

○森山建築住宅課長 住宅・土地統計調査でございますけども、この調査主体となりますのは、総務省の統計局でございます。実際、調査します県の担当としては、統計調査課のほうで行っております。

調査目的としましては、住宅や世帯に関する実態、そして土地の保有状況等の調査を行いまして、住宅や世帯に関する現状、推移を明らかにしまして、住生活関連施策の基礎資料にするというものでございます。

根拠法令は統計法でございます、調査時期は、先ほど申しましたけれども、5年ごとの10月1日が期日になってまして、直近では昨年、平成25年になってございます。

調査事項としましては、住宅の構造ですとか、今、御報告しておりますような空き家になっているかどうかとか、あるいは住宅の広さですとか敷地面積、それと世帯の構成ですとか、世帯主に関する事、そういったことを調査しております、調査方法でございますけれども、国勢調査の調査区がございまして、その調査区から5分の1ぐらいを抽出しまして、また、いろいろ抽出しまして、県内では全体としまして3万2,000戸を調査対象として調査してございます。

以上でございます。

○鳥飼委員 そうしますと、国勢調査は調査員の方がおられて悉皆ですけども、今でいくと3万2,000戸ぐらいですから抽出をして、それを調査員の方が調査をするというようなことなん

でしょうね。市町村でやっていくと。

○森山建築住宅課長 基本的には市町村に委託といたしますか、お願いしまして、調査員を決めまして、調査員にも調査方法を説明して、そして調査票をお渡しして、各戸に、抽出したとこに配っていただいて、また数日後、回収すると、そういう形でございます。

以上でございます。

○鳥飼委員 そうしますと、推定、推測、推定ということで、よく僕ら、いただいたときにこれ悉皆かなと思ったりしますので、おおむね推定で数値を出してるということですよ。

○森山建築住宅課長 我々、推計値と言っておりますけど、おっしゃるとおり推定といたしますか、推計して数字を出させていたしております。

○鳥飼委員 わかりました。

○重松委員長 よろしいですか。ほかは。

○丸山委員 これ大分県のほうに人口減少対策のほうで調査したところ、大分県のほうでは、県が主体的に緊急雇用対策事業を使って全ての、全戸を調査したという、具体的にやってる事例もあるもんですから、宮崎県としては推計値だけしかつかんでないというようなことですので、できれば、我々は過疎地域に住めば住むほど、かなり空き家が多いというような認識があるもんですから、市町村ごととか、恐らくしっかりデータをまた把握できるような市町村との連携とかやろうというようなこと、まだ考えていらっしやらないんでしょうか。

○森山建築住宅課長 まず、大分県の調査でございますけれども、大分県は平成24年度に県と市町村が協議して、25年度に県が調査のガイドブックをつくって、そしてそれをもとに市町村が調査すると。市町村は自治会ですとか、そう

いった民生委員とか、そういった方に頼みまして、外見的に見て空き家と思われるものを報告してると。対象としては戸建て住宅のみを対象にしてるといってございまして、たしか大分県が空き家が1万1,000戸程度、その調査では出ておりましたけれども、実際の空き家といえますか、それは、先ほど資料の中にありますように、かなり乖離があるようございまして、実態はどうかということにつきましては、市町村において実態調査をしていただければはっきりしてくると思いますので、済みません、これについては、ちょっと繰り返しになりますけれども、もう我々のほうで調査のガイドラインを作成しまして、市町村のほう、それを利用していただきながら、そういった支援しながら、我々も一緒にやっていきたいなということで考えているところでございます。

○丸山委員 国のほうも、来年度の概算要求の中でもリフォームの補助を出そうとかいうような話があって、これを賃貸住宅に使って、本当に地域のほうに家、先ほどの紹介ありましたとおり、一、二万前後の安い賃貸で住めるのであれば、非常に人口対策、都市部にだけ行くのではなくて、過疎地域でもこのように住めるんだよ、住むことで人口の流出も防げるんだよっていうようなことがあれば、そういった具体的なことをもう少し市町村に指導していただいて、国交省のほうでもこういう事業があるんだよっていうのを、情報提供なりをしっかりといただければありがたいかなというふうに思っております。要望させていただこうと思います。

○東県土整備部次長（都市計画・建築担当）

先ほどからいろいろ議論があるように、実態をまず把握することが大事だというお話があるように、確かにその実態がわかってからこそ、い

ろんな対策が打てるだろうと思っております。当然今、先ほどから建築住宅課長が申しておりますように、法律の制定の動き等もあると。

それ当然注視していくんですけども、並行して市町村と色々な話をしていくのも大事かと思っております。本会議でもいろいろお話、まちづくりのお話とかいろいろ出ておまして、今、県土整備のほうも市町村とのまちづくりの勉強会というのをやって、その中でもやはりそういう空き家という問題も出てきてるようです。そういう場も利用しながら、しっかり市町村の皆さんと話しながら、また情報を共有しながら空き家対策というものを考えていきたいと。特に、空き家対策というのがそういう廃屋の問題であると。それと一方では、地域の活性化という問題もあるということで、そういうこと、いろんなことを含めた上で総合的に検討していくというのが非常に大事だと思いますので、当然県庁内での関係課ともしっかり連携を図って、いろんな形でしっかりと進めてまいりたいと考えております。

○丸山委員 2ページの3番の国の動きということで、固定資産税の減免なんかを、税制改正を要望してるということなんですけれども、ある程度前向きに取り上げていただけるような情報も少し見たような気がするんですけども、具体的に税制改正についての要望について、国はどれぐらい進みつつあるのかっていうのがあれば教えていただきたいと思っておりますが。

○森山建築住宅課長 国のほうでは、建物が建っている場合に、住宅などが建っている場合に固定資産税評価額の減額措置とありまして、最大6分の1まで下げられるということになっておるわけなんですけれども、この税制改正について、国交交通省のほうで要望してるということでござ

いますけれども、新聞によりますと、総務省と国土交通省が固定資産税の特例措置でございますけれども、それについて今、議論と申しますか、検討をしているということで聞いております。そして、我々の、平成24年になりますけれども、知事名で国土交通省の住宅局のほうに、こういった制度改正ですとか、税制と申しますか、法整備とか、あと財政支援等制度の充実と、そういったことにつきまして要望はしたところでございます。

以上でございます。

○甲斐市町村課長 市町村課の立場でちょっと御説明いたします。

土地に係る住宅用地特例、これは課税額が最大6分の1まで軽減されるわけですがけれども、昭和48年に住宅建設を促進するという目的から設けられた制度であります。

今、問題になっておりますのは、居住実態がないにもかかわらず、この軽減措置を受けるために放置されたままということが全国的に問題となっております。そこで、今、議論されているのは、この軽減措置を、危険な建物においては特例措置から外すということも視野に入れた税制改正の議論がされているということで、いずれにしても年末の税制改正の中で見えてくると思います。

総務省としまして、各省との連携施策の中で調整課というセクションがございますけれども、そことかを中心にしながら固定資産税化等も踏まえた議論になってくると思っております。

○丸山委員 特に廃屋になってる、どこで線引きするのかって非常に難しいのと、あと、恐らく廃屋になってるようなところは相続も明らかになってなくて、誰が誰の建物かってわからなくなってることも結構多いのではないのかなっ

て。これは市町村がちゃんと相続なんかがないというのが影響があると思うんですが、その辺かなり実際やろうとしたときに、本当に今、甲斐課長が言われた議論ができるんだろかなっていう、実際現場は多分、市町村の現場、非常に苦勞されるんじゃないかなと思ってるんです。もう市町村と何かそのような協議とかは実際やられてるんでしょうか。

○甲斐市町村課長 今、御指摘のように、市町村税の、例えば税の徴収率というのは100%の町村もございます。諸塚村、西米良村とか等もございます。80%台のところもあります。低いところについては、権利関係がなかなか特定できないという部分も確かにあるようです。県外に子供さん、お孫さん別れていって、なかなかその権利関係が見えなくなってるといったような状況はあります。

ですから、そういうことに対して、この空き家に関して、どこまで市町村に立入調査あるいは強い改善命令、行政代執行までいくのかどうかわかりませんが、そういう権限が与えられて、それを特定するには一定の時間も必要かと思えます。そして、最終決断をするまでには一定の猶予期間というのも設けなきゃいけないかもしれません。そういった、いろいろ今後の制度の枠組みというの踏まえた上で、市町村、特に税担当としても注目をしているところで

○重松委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

○二見委員 最後、もう一点、この資料だけが全てじゃないんでしょうけれども、2ページの(2)の県の取り組みの②で、庁内の関係6部8課で情報共有というふうになっているんですけども、これ、こういった情報共有というこ

となのか、その内容について。

○森山建築住宅課長 この庁内連絡会議というのは、毎年、年に1回ということで開いておるわけですが、先ほど申しましたように、空き家の問題、特に管理が不十分な建物につきましては、先ほど来、出ておりますような廃屋の問題とか出ておるわけですが、そういったいろんな問題がございますので、今、市町村課長からありました税制の情報ですとか、あと防災とか、ごみとか廃棄物関係、そして防犯、あと景観形成、あと空き家バンクとかございますけれども、そういった関係する課に集まっていたきまして、今、県内市町村の状況といたしますか、なかなか状況を把握できてないところがございまして、補助事業の紹介をしたりですとか、あと利活用でどういったことをしてるといった、現時点でわかることについて情報提供等を行っているところでございます。

○二見委員 だから、これが、じゃ、ことしもあったんですか。毎年1回、大体時期的に。

○森山建築住宅課長 ことしは、大体夏の時期に行ってるんですけれども、ことしはまだ開催しておりません。といいますのは、新しい法律が出されるというのが通常国会のころから話がありましたものですから、まずそれを、法律案が出されて、それについて意見交換といいますか、情報交換、情報共有したいと考えておりますので、法律案が出されれば、またその時点で開催したいというふうには考えております。

○二見委員 今、お話いただいた問題点っていうの、この1ページの1の（2）のところに書いてあることだと思うんですけれども、やっぱり何かちょっと対応が遅いような気がします。もう24年の8月からこういう庁内会議をされるということで、1年後にもこういう問題点を

再認識してると。調査がなかなか進んでないっていうよりか、先ほど丸山委員のほうからもあったように、大分は独自の観点から調査をやったりとかしてるわけじゃないですか。県として1年1年で、ここまでだったらやっていこうというようなものっていうか、そういった目標っていうか、課題設定、そして解決、手法、そこ辺を、国の動向ももちろんあるのかもしれないけれども、やっぱこの1年間でこれが進みましたっていうのをやっぱり出していくべきじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○森山建築住宅課長 空き家につきましては、なかなか市町村のほうでも実態を把握できてないということもあったと思います。我々のほうも国のこういった利活用の補助事業ですとか出てきましてから、それを案内しながら、補助率2分の1でございまして、制度がございまして、それを利用していただくということも含めてPRはしてきまして、それで諸塚村なり綾町もそれを利用していただいたというふうに考えております。

それとあと、相談窓口の設置についてもお願いをしてるところでございまして、アンケートにもありますように、これもまだなかなか設置していただけていないんですけれども、そういうことで少しずつといいますか、足がぬるいかもしれませんが、機会あるごとに文書あるいは研修会、会議等で、いろんな対策について促してるところであります。

○二見委員 都城地域に行ったら、大体公民館が300館ぐらいあるわけなんですけれども、1日に1人、先ほどの緊急対策事業じゃないんですけれども、2人雇って1日1公民館ずつ潰していても、1人300日で、2人だったら150日、やろうと思ったらできんことはないと思うんです。

やっぱり空き家の現状というものをまずつかむことだと思いますが、アパートなのか一軒家なのかというところも、まずは一軒家なら一軒家をまずやっつけていこうと。特に問題なのが一軒家じゃないのかなと思います。行ってみると、本当もう親御さんが亡くなって、子供さんたちはもうよそに出て、まだ遺品が残ったままだと。誰かに貸そうにも、それをまず片づければ貸せるんだけど、片づけてくれないとか、もうそこ辺の現状っていうのを、もう潰していくっていったら、もうそこまでできることだと思うんです。繰り返しになって申しわけありませんけれども、ぜひ県としてそこ辺を、市町村をどんどん引っ張って行って調査を進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○東県土整備部次長（都市計画・建築担当）

非常に実態調査はしっかりやっっていくというのが大事だと思いますし、大分県の事例等もございまして、私ども大分県のほうにも行って、いろんなことでちょっといろいろお話を伺おうかなというふうに考えてますし、今後の中でもできるだけスピード感を持って、しっかりと取り組んでいきたいと思ひます。特に実態調査については、市町村あるいは地域の方々の御協力が非常に大事だと思ひますので、その辺も十分考えながら進めてまいりたいと思ひます。

○重松委員長 よろしくお願ひいたします。ほかにございせんか。

○森山建築住宅課長 委員のおっしゃること、そのとおりと思ひますので頑張っていきたいと思ひます。

平成17年度に、もう9年ぐらい前になりますけれども、私たちのほうで抽出して空き家の調査をしたことがあります。それはなぜかといひま

すと、やっぱり我々は重要な既存ストックというふうに捉えてまして、それを住宅に活用できないだろうかとか、そういった、そうするには住宅の調査がある程度してみないとわからないというのがありましたので、実際やってみまして、一応8,000戸を抽出しまして、なかなか所有者とかわからないもんですから、ゼンリン地図に書いてある住所で法務局に行きまして調べたりしまして、それ結局所有者がわかったのが5分の1ぐらい、そして、アンケートという形でしかとれなかったもので、どういう状態の建物ですかということアンケートしたんですけれども、実際返ってきたのは180戸分だけでした。

そのときに感じましたのが、8,000戸調べて実際180戸しか、我々のレベルで、そのときは調査のレベルが低かったと思ひますけれども、なかなか所有者までたどり着くのが今の時点では非常に難しいというのがありまして、そしてあと、市町村が固定資産税台帳を持っておりますけれども、これは担当課といひますか、税務課以外は絶対もう閲覧とか提出とかできないということで、一々法務局に行って住所から調べて、それ所有者誰かと。また、それが変わってたりしますと、もうつかみようがないという、ちょっと我々やってみて限界もありましたもんですから、そういうこともありまして、なかなか市町村でも着手できなかったのがあるんじゃないかなと思ひます。

今度、期待していますのが、新しい法律では、そういった立入調査ですとか、そういった市町村が持っている情報を市町村が閲覧できるようにとか、そういうこともあるように聞いておりますので、それが出てくれば、かなり実態調査も、突っ込んだ調査もできるんじゃないかというふうに考えているところでございまして。

○重松委員長 わかりました。ほかにございませんでしょうか。

○外山委員 空き家対策ということで、先ほどの説明とは少し外れるんですが、災害対策ということで県営アパート、県がつくってるね、これをあけておく必要があるということで、あけてあるんですか。

○森山建築住宅課長 災害対策ということで、特にあけてるところは今のところはございません。現在は、東日本大震災で避難されてきている方が数軒ございますので、そういうところに県営住宅に、あいたところに入らせていただいております。これは家賃は無料でございますけれども、そういうことを現在は行っているところでございます。

○外山委員 これは、国のほうからそういう指導しているのではないんですか。常時このくらいは部屋数を確保しておくようにというものは今のところないんですか。

○森山建築住宅課長 特に、災害対策、被災者のために何戸あけなさいとか、そういった通達とございますか、連絡とか、そういったのは今のところ来てないということでございます。

○外山委員 どういう災害があるかわかりませんが、もし災害があったときに、県営アパートのある程度の部分を確保しとけば対策になるわけです。県として、そういう検討はされたことはないんですか。

○森山建築住宅課長 この被災者の救済措置ということでは、もうそういう災害が出まして、被災者が、住宅が壊れて住むところがないというところがある場合には、まず、県営住宅の、その時点であいてるところがございまして、そういうところをまず提供します。そして、県営住宅で追いつかないときには、あるいは希望

者によっては市町村への公営住宅を使用すると。この場合には目的外使用ということで、特に収入基準とか、そういうのは問いませんで、災害に遭われた被災者ということであつせんといえますか、入居させていただいております。

そして、今回、東日本についてもそうですが、どうしても公営住宅では家族が多くて入り切らないですとか、あるいは医者にかかって病院の近くでないといけないという、そういった方も、さまざまな事情の方いらっしゃいますけども、そういった方に対しては民間の賃貸アパートに、県が借上げをしまして入居していただいているということを行っております。

○外山委員 こういうこともやっぱり場合によっては検討しておく必要があるかなという気がしますから、また、今後の課題として、必ずストックとして何%ぐらい公営住宅をあけておくとか、そこ辺の検討も、今後の課題として一度、御検討いただくといいかと思っております。

以上です。

○中野委員 空き家対策でいろいろと論議されておりますが、なかなか一回、空き家になったものを再利用したりとか、対策を打ちたいということで難儀、苦労されて、次の政府の方策を待つような話やらあるんですが、逆に、空き家をしていること、いわゆるその家を管理していないということで、その持ち主に対して何か管理責任を求めるようなことはないんですか。それはできないんですか。

○森山建築住宅課長 所有者に対して適正な管理を行うようにということでございますけども、先ほど御紹介いたしましたけれども、市町村で条例を策定して、管理するようにという条項を設けて指導しているところはございます。

○中野委員 というのは、台風が温帯低気圧に

なって一段落しましたが、台風とか突風とか竜巻とか、その他で空き家にしていることで管理がうまくいってないので、いろいろと家の瓦とか窓とかいうのが飛んで、隣家にいろいろ影響を出します。そのときには、その持ち主は責任があると思うんです。想定外の災害であれば問題でないかもしれないけれども、普通の管理を怠ったということであれば、それは責任がないことではないと思うんです。そこからすれば、何か法的に管理責任があるんじゃないかなと思うんですが、法律的にはそういうことはないんですか。

○森山建築住宅課長 著しく保安上危険とか環境に影響があるという、非常に危険な状態の建物で、周りに、例えばもう道路際に、通学路沿いに建ってて、いかにも壊れそうだとか、そういったものがある場合には、今度は建築基準法のほうで所有者に対しまして改善勧告を出すことができます。済みません、法的には、私の知る限りでは、建築関係ではそういったのはございます。

○中野委員 それも調べて、そういう面からその持ち主者がどっかよそに行ったり、あるいは持ち主者が亡くなって相続人、そういう人たちが相続放棄もしてなければ、やはり管理をしなけりゃならないよということを常日ごろから周知徹底しておくということも、非常に空き家対策の場合にいいんじゃないかなと思うんです。そうしないから、こういうなかなか今、空き家を何とかしたいという対策、非常に問題が生まれますから、時間もかかるし、いろいろと手をこまねるということになるから、私は法的に何かあると思うんですが、財産管理ですから管理責任がないことはないと思うんです。土地だってありますから。そういう放置してることは重大

なる過失になると思います。重大な過失があればその責めを負われるということになるから、民法上含めて、その辺からも含めてないんですか。

○森山建築住宅課長 申しわけございません。大変不勉強でありまして、済みません、民法ですと、建築基準法ではあるということしか私はわかりませんが、おっしゃるとおり、管理責任といえますか、けが人を出したりとかありますけれども、そういうときはあるんだと思います。そして、また、通常の管理においてできない、例えば、台風とかで瓦が飛んで、どこか破損したとかそういった自然災害といえますか、そういうので起きた場合には、何か特に責任は問われないということも聞いたことがございますけれども。（発言する者あり）そんなことはないですか。失礼しました。じゃ、私の不勉強でございます。（発言する者あり）

○中野委員 火災の場合は、類焼とか大火とか、それは責任ないけれども、普通の風水害の場合にはあると思います。だから、その責任を民法上求めるというのが民法709条にあるでしょうが。そういう過失責任があります。あると思います。ちょっと調査して、あればその辺、事前に市町村を指導してやって、家を離れるときにはきちんと、もう誰かに売るとか、あるいは後継者にぴしゃっと渡すとか、もう自分で処分するとかする風潮をつくらないと、この田舎は、もう今後大変な問題になると。人口減少の社会ですから。いいですか。

○森山建築住宅課長 勉強させていただきたいと思います。

それと、先ほど一般所有者のといえますか、住民の方にそういう空き家問題というのを周知させる必要があるんじゃないかというお話がご

ございましたけれども、それにつきましても、今までやってなかったんですけれども、今後そういう一般の方といいますか、空き家所有者の方を対象とした勉強会といいますか、講習会といいますか、研修会といいますか、やれないかどうかというのをちょっと考えてみたいというふうに思います。

それと、10月18日でしたか、土日にスマイルメッセということで、防災展と一緒に住宅の情報の提供する場をイオンモールでやるんですけれども、そのときに住まいの相談窓口ということを設けまして、そこで空き家の所有者の方も相談してくださいということでPRしていらっしゃると思います。

以上でございます。

○重松委員長 よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、ないようですので、これで終わりたいと思います。執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時8分休憩

午後2時10分再開

○重松委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、協議事項（1）の県外調査についてであります。資料2をごらんください。

県外調査につきましては、10月15日から17日に予定されています。調査先につきましては、前回の委員会で正副一任をいただいたところですが、調査先として、15日に内閣官房、NPO法人ふるさと回帰支援センター、16日に長野県庁、信州大学地域戦略センター、17日に伊那市

役所、伊那食品工業にお伺いしようと考えております。

内閣官房につきましては、まち・ひと・しごと創生本部事務局にお伺いし、国の今後の人口減少対策の取り組みなどについて調査したいと考えています。

NPO法人ふるさと回帰支援センターは、首都圏に住む、ふるさと暮らしや田舎暮らしを希望する方々に、情報提供やセミナーを行っており、ここでは、他の自治体の移住・定住情報発信の取り組みなどについて調査したいと考えております。

長野県では、平成24年度に策定されている長野県移住・交流戦略について、また、県・市町村・関係団体・企業が一体となって取り組んでいる信州ブランド戦略について、そして、本県と同じ、子育て同盟サミット加盟県として、少子化・子育て対策について調査したいと考えています。

信州大学地域戦略センターでは、文部科学省の「地（知）の拠点整備事業」などを活用し、地域の課題を解決するための人材育成や、自治体や企業と協同し、地域活性化を図る取り組みを実施しており、これらの取り組みについて調査したいと考えています。

なお、同大学は、日本経済新聞社、産業地域研究所が実施しました地域貢献度ランキングで2年連続1位となっており、研究成果や人材を積極的に地域振興に役立てています。

伊那市役所は、ことし6月に人口増推進室を設置し、人口増対策や移住定住対策に取り組んでいます。伊那市では、移住・定住促進プログラムと空き家対策などについて調査したいと考えています。

伊那食品工業株式会社は、寒天の国内トップ

シェアのメーカーであり、48年間増収・増益を続けた企業でありながら、地域貢献にも積極的に取り組んでおり、会社は年間30万人が訪れる観光地にもなっています。ここでは、人口減少社会・高齢化社会を見据えた企業のあり方などについて調査したいと考えています。

今のところ、そういう内容でございます。今のところ、ほとんどの委員が御参加と聞いておりますが、もし欠席や変更がある場合は、交通手段や宿泊の予約の関係がありますので、明日、25日木曜日正午までに書記まで連絡をお願いいたします。

次に、協議事項（2）の次回委員会についてでございます。

次回委員会は、閉会中の10月31日金曜日を予定しております。

次回委員会につきましては、事前に正副委員長で打ち合わせを行いましたので、正副委員長案を説明いたします。

まず、午前中は、宮崎大学に伺いたいと考えています。県外調査の調査先である信州大学の取り組みとも関係しますが、宮崎大学においても、平成22年に産学・地域連携センターを設置し、自治体が抱える地域課題解決に向けた取り組みを行っており、その活動内容などを調査したいと考えています。

お昼を挟みまして、午後からは、日南市役所にお伺いしたいと考えています。日南市では、市の移住・定住対策の取り組みをお聞きするとともに、実際に移住された方々で組織されます移住者の会との意見交換会を考えています。

正副委員長案は以上であります。できましたら、このように進めさせていただきたいと考えていますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。

最後になりますが、協議事項（3）のその他で、委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 ないですね。それでは、これで終了させていただきますが、最後になりますが、次回の委員会は、閉会中の10月31日金曜日を予定いたしております。

それでは、以上で本日の委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時14分閉会